

第百四十回国会 大蔵委員会 議 録 第 十 九 号

平成九年五月九日(金曜日)

午前九時三十二分開議

出席委員

委員長 額賀福志郎君

理事 金子一義君

理事 保岡興治君

理事 北側一雄君

理事 池田元久君

理事 飯島忠義君

理事 衛藤征士郎君

理事 小林多門君

理事 砂田圭佑君

理事 田中昭一君

理事 山中貞則君

理事 吉田六左門君

理事 上田清司君

理事 北脇保之君

理事 中川正春君

理事 藤井裕久君

理事 宮地正介君

理事 川内博史君

理事 佐々木憲昭君

理事 吉田公一君

出席政府委員

大蔵政務次官 中村正三郎君

大蔵省主計局長 林正和君

大蔵省主税局長 薄井信明君

大蔵省証券局長 長野鹿士君

大蔵省銀行局長 山口公生君

大蔵省国際金融局長 神原英資君

委員外の出席者

警察庁刑事局暴力団対策第二課長 宮本和夫君

大蔵大臣官房会計課長 森田好則君

参考人 (全国銀行協会連合会会長) 佐伯尚孝君

参考人 (株式会社電通総研代表取締役社長兼研究所長中北徹君、以上四名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人各位に対し、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用中のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

参考人各位におかれましては、それぞれの立場から忌憚のない御意見を述べいただきたいと思っております。

なお、議事の順序でありますけれども、まず、佐伯参考人、福川参考人、三木谷参考人、中北参考人の順序で、お一人十五分程度御意見を述べいただきます。次に、各委員からの質疑に対してお答えをいただきたいと思っております。

それでは、まず佐伯参考人からお願いをいたします。

○佐伯参考人 ただいま御紹介いただきました全国銀行協会会長の佐伯でございます。

衆議院大蔵委員会に参考人としてお招きいただき、意見を述べさせていただきます機会をお与えいただきまして誠にありがとうございます。

本日は、日本銀行法の抜本的な改正の御審議に関し、民間金融機関の経営に携わる者として意見を述べさせていただきます。

なお、金融機関の不良債権問題では、先生方にも大変御心配をおかけしておりますことをおわび申し上げます。

現在、我が国は、金融のみならず経済、社会のあらゆる面において構造改革を進めようという壮大な目標の実現に向けて、国を挙げての取り組みを

求められております。今般の日本銀行法の改正も、こうした流れの中に位置づけられると考えます。

この金融システム改革の要請は、次の二つの面を持っており、認識しております。

まず第一に、金融システム改革が金融機能の活性化を通じて日本経済の活力維持に不可欠であるという面について申し上げます。これは、いわば内からの自律的な要請と言えます。

経済活動を資金仲介面からお手伝いさせていただく金融機能は、円滑に安価で良質な資金を供給することのみならず、千二百兆円に達する我が国の家計の金融資産をより有利に運用する手段を提供するためにも、血液を送り出す心臓のごとく強靱なポンプとしての役割を期待されていると認識しております。

次に、第二の、金融システム改革は、各国の金融市場間の主導権争いが進む国際金融市場の中で避けて通れない試練であるという面について申し上げます。これは、外からの他律的な要請と言えます。

経済活動の国際化に加え、情報通信技術の驚異的發展を背景に、世界の金融市場は大きく変貌を遂げております。金融商品を選ぶのと同じように、どの金融市場を利用するかは利用者自身が自由に選択できることが現実のものとなっております。したがって、各国の金融当局、金融機関は、こぞって利用者に魅力的な金融市場づくりに力を入れております。二十一世紀をにらんだ金融システム改革の主導権争いは、これからさらに激ま

り、加速されるものと見られます。

これまで我が国でも、金融システムの自由化は着実に進められてまいりました。しかしながら、私ども海外で金融業務を展開しております者の実感としていたしまして、コーポレートバンク面での

五月九日

共済年金制度の堅持に関する請願(伊吹文明君紹介)(第二四一〇号)

同(奥山茂彦君紹介)(第二四二二号)

同(久野統一郎君紹介)(第二四二二号)

同(伊藤忠治君紹介)(第二五〇八号)

同(草川昭三君紹介)(第二五〇九号)

同(柳沢伯夫君紹介)(第二五一〇号)

同(横光克彦君紹介)(第二五二二号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

日本銀行法案(内閣提出第六五号)

○額賀委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、日本銀行法案を議題といたします。

本日は、参考人として全国銀行協会連合会会長

効率性など邦銀が優位と認識している分野もございしますが、デリバティブズ関連商品や金融の証券化業務等の先端分野における開発力といった面では、海外の金融機関とのギャップはいまだに大きいという思いがございします。

私どもの研究、努力が一層必要であることは申すまでもございせんが、一方、金融機関の創意工夫、個性化が可能となる自由度、透明度の高い金融システムの実現、さらにはそれらを可能とする市場の厚みなくしては、国際競争に勝ち残ることはかなえられせん。しかも、海外の金融システム改革が我が国以上に急速に進んでいることを考え合わせれば、我が国の改革がドラスチックかつスピーディーに行われることが必要不可欠であると考えます。

この点、昨年十一月に橋本首相が示された我が国金融システムの改革は、まことに時宜にかなった、かつ大胆な御提案であらうと考えます。

いわゆる日本版ビッグバンでは、二つの改革の柱が示されております。第一に、グローバル化のうねりの中で、我が国金融市場を国際的にも競争力があり、利用者、投資家にとって魅力ある市場へ向けて改革すること、第二に、現在の不良債権問題を早期に解決することでありまして、そして、そのいずれにおいても、我が国中央銀行である日本銀行は、重要な役割を果たすことが期待されていると考えます。

すなわち、新しい金融システムにおいては、何よりも市場規律の貫徹による市場メカニズムの発揮が求められます。国籍を問わず、世界の金融機関が、市場規律と自己責任を十分理解した上で、多様なノウハウを生かして公正な競争を行うことができる土壌をつくるのがすべての前提なのであります。

中央銀行には、その市場メカニズムの発揮の重要な機能を担っていただかなければなりません。既に、日本銀行の金融政策は、金融機関への貸し出し等を通じたポリシー・調整から公開市場操作を中心とする市場参加者との取引を通じたマニ

ケット調節へとスタイルを変えております。そうした流れの中で、一段と重要性を増すのが中央銀行の金融政策への信託であらうと考えます。

この意味で、中央銀行には今まで以上の確固たる権限と責任が与えられる必要がございします。その上で、その金融政策が海外を含めた市場参加者に透明かつ公正であるという理解を得る工夫を凝らすとともに、信託を得るための着実な実践の積み重ねが必要であると考えます。

また、瞬時、大量に発生する金融取引が安全確実に遂行されるために、決済システムの充実強化も重要となってまいります。これまで民間金融機関も、日本銀行の支援のもと、効率的かつ安全な決済システムの構築に努力してまいりました。さらに、現在日本銀行においては、私ども金融界を交えて、日本銀行当座預金の即時決済化等決済システムの改革について取り組まれております。銀行の銀行として金融機関に対する決済サービスを提供する日本銀行の役割は、こういった面からも一層重要となるのであります。

次に、二つ目の柱である不良債権の処理であります。当然のことながら、私ども金融機関が自己責任において解決すべき問題であり、早期処理に向けて努力してまいりました。

ただ、私ども民間金融機関といたしましては、経済の安定成長に向けた適切な金融財政政策の実施とともに、万一信用秩序の維持に不安が生じた場合には、最後の貸し手機能を持つ日本銀行による流動性供給や、日銀、大蔵省、預金保険機構等の関連機関に信用秩序維持のための機動的かつ適切な対応をお願いしているところでございします。また、今後とも、おのれの役割と責任の分担、連携が明確になされることをぜひともお願いしたいと思ひます。

さて、ここで、日本銀行法改正において、金融界からの要望等につき、三点を述べさせていただきます。第一点は、開かれた独立性を確立していただきたいということでございます。

法案では、まず政策委員会を、改めて最高意思決定機関として位置づけ、学識経験者等金融政策に造詣の深い人物本位の構成とするなどの手当てがなされております。そのほかにも、現行法における大蔵大臣による業務命令権の廃止等、広範な監督権の制限、人事面、経費面における政府の監督の明確化等により、日本銀行の独立性は、欧米各国と比較いたしましたも遜色ないところまで高められたと考えております。さらに、現行法では規定のない議事録の公表等により、政策運営にかかわる意思決定過程の透明性が大幅に高められております。

日本銀行の組織の独立性が高まり、政策決定の過程が私どもを含め市場参加者に公開されるようになることは、冒頭でも申し上げましたように、中央銀行への信託を高める必要條件が相当程度満たされたものとして評価できるのではないかと考えます。

と同時に、金融制度調査会答申にも述べられておりますように、今後新しい制度の運営に携わる日本銀行の皆様が、適切な政策運営の遂行に取り組む、独立性の強化があわせ持っている国民に対しての重大な責任を果たすことによつて、世界の金融市場をリードしていただくことを期待しております。

次に申し上げますのは、金融システムの安定性維持についてのお願いでございます。

一國の金融システムが信託を獲得するためには、まず、決済システムの運行の安定性を確保しなければなりません。現在、日銀当座預金を利用して、九六年年間平均で一日当たりおよそ三百十五兆円の決済が処理されております。グローバルレベルにおいてはさらに巨大な規模の決済がなされているわけで、決済のスケールは飛躍的に拡大していただいております。

こうした状況にかんがみ、一たび不測の事故等によりシステムダウン等が生じた場合には、金融システム全体にはかり知れない影響を持つことが予想されます。当然のことながら、その担い手で

ある個々の金融機関は、決済システムの運行については厳格なリスク管理を行い、さらに、先ほど述べさせていただきました即時決済化への取り組み等の決済システムの高度化、リスク軽減化の努力を行ってまいります。

法案では、決済システムの機械上の事故などに際し、日本銀行が、政策委員会の独自の判断で、期間を限定して流動性の供給ができることが法制化され、機動的に対応するすが図られております。さらに、信用秩序の維持に重大な支障が生じるおそれがあると認めるとき等においては、大蔵大臣の要請により中央銀行の最後の貸し手機能が発動されると定められております。

これらの手当ては、日本銀行による資金供給の発動条件を明確化するとともに、信用秩序の維持に對して大蔵省と日本銀行の役割分担と責任の所在を定めたものであり、評価できると考えます。こうした法案の趣旨にのつとした金融システムの安定性維持についての日本銀行の適時適切な措置をお願いしたいと考えております。

最後に、日本銀行による審査について述べさせていただきます。

私ども金融機関の経営の健全性については、各金融機関における内部審査、会計士による外部監査に加えて、大蔵省検査と日本銀行審査によつてチェックが行われております。日本銀行審査につきましては、従来、日本銀行に当座契約を持つ個別金融機関と日本銀行との間で約定を結んでおりましたが、法案では、審査契約を結ぶことについて法制化されております。

ただ、依然として、日本銀行審査は、監督権に基づく大蔵省検査とは異なり、あくまで日本銀行が、最後の貸し手機能を発揮するため、目的に沿った必要な範囲で、相手先金融機関との任意契約に基づき行うものとの位置づけをされております。したがって、まず、四十四条二項にございしますように、大蔵省検査との様式の統一化等、私ども金融機関の事務負担軽減等には十分御配慮いただきたいところであります。

今後、審査約定の内容については御検討いただくことになろうと思いますが、全銀協としては、日本銀行の審査目的と平仄を合わせた審査範囲の特定等につき、誠意を持って御当局と協議してまいりたいと考えております。また、九七年度から、早期は正措置の試行開始に伴い、金融機関の資産内容については自己査定と外部監査の組み合わせによる新たな管理体制がスタートいたしますこともあり、金融機関の健全度による審査の頻度、内容の柔軟かつ弾力的な実施等についてもお願いしてまいりたいと思っております。

以上、日本銀行法改正の御審議に際し、私どもの考えを述べさせていただきます。

本国会には、日本銀行法、独禁法、金融監督庁設置法と、我が国金融システムの根幹に触れるシステムの見直しを図る法案が提出されております。これらはいずれもほぼ半世紀ぶりの改正であり、二十一世紀の新しい金融システムのフレームワークを構成するものと認識しております。

その中で、私も金融機関は、みずからの経営資源を最大限に活用し、創意と工夫で利用者に最大の満足をもたらしたいと願っております。そして、二十一世紀においても、金融サービス業が我が国経済の発展にお役に立つ産業であるべく、改革に全力で取り組んでまいれる覚悟でございます。

以上をもちまして私の陳述を終わらせていただきます。先生方におかれましては、どうか私どもの趣旨をお酌み取りいただくとともに、今後とも御指導、御鞭撻を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○額賀委員長 どうもありがとうございます。

次いで、福川参考人をお願いいたします。

○福川参考人 電通総研の所長をいたしております福川でございます。

このたびは、日本銀行法案の御審議に際しまして、参考人として意見を述べる機会を与えられましたことを深く感謝いたしております。

私は、今回の日本銀行法の改正は、政府が進め

ておられます六つの改革のうちの金融改革において重要な部分を占めるものと認識をいたしております。私は、七月から十一月にかけて十回開かれました中央銀行研究会に参画をいたしてございまして、私の意見はその中に盛り込まれておりますので、その中から、主なポイントをめぐりまして私の意見を述べさせていただきますと思っております。

まず第一に、今回の改正案について私が大変深く関心を持っております点は、目的の明確化という点でございます。

現行の日本銀行法が「国家経済総力ノ適切ナル發揮」のためということを目的及び運営理念としたしておりますが、御高承のとおり、既にこれは時代おくれの表現と相なっております。このたび、金融政策の重要な目的として「物価の安定」ということを強調いたしております。これは、これまでのバブルの経験等にかんがみましても、物価の安定、特に通貨の対内価値の安定ということに中央銀行が最大の努力をするということは、私は適切なことであろうと考えております。

同時にまた、決済システムの円滑かつ安定的な運行の確保を通じて金融システムの安定に寄与するということも目的として掲げておりますが、このことも、これからの国際的な競争にさらされます金融の状況を考えますと、私は大変重要なポイントであろうと思っております。

二番目は、開かれた独立性の確保ということでございます。

とかく金融政策がインフレなどの圧力を排していくのいろいろな影響があったということが指摘されておりますが、これから国内及びグローバルマーケットからの信認を得ていくということになりますと、この開かれた独立性の確保ということが大変重要になってくるわけでありまして、とりわけ中央銀行の独立性を付与するということは、その中でも重要なポイントであろうと思っております。政策委員会強化、あるいは政府によりやす

す広範な業務命令権の廃止といったような点がこの中に織り込まれているのは、私は適切な措置であらうと思っております。

同時に、マーケットからの信認を得るためには、公開性、開かれた金融政策の実施ということが重要になってまいります。金融政策の決定の過程で何が議論され、いかに政策が選定されたかにつきましまして、説明責任を果たす、透明性を確保するということは極めて重要でございます。そのために、議事要旨等の公開、あるいは国会への報告等の措置を講ずべきであることは、私は至当な方向であらうと考えております。

三番目のポイントは、政策委員会の強化ということでございます。

政策委員会のあり方がこれまでとかくあいまいになっていったという指摘がございますが、政策委員会を名実ともに日本銀行のワンボードとしての最高意思決定機関と位置づけ、なおかつその所掌事務を明確にする必要があらうと考えております。

また同時に、政策委員会の強化を図りますために、委員が独立して職務を執行できるように、例えば政府と意見が異なったことを理由に解任されることがないといったような保障措置は極めて重要な内容であらうというふうに考えております。

また同時に、政策委員会におきまして、その公正な運用を確保するために、外部からの委員を過半にするといったような措置も適切なものであらうと考えております。また、政策委員会の運用について、例えば定例日に開催するというような形でマーケットからの信認を得る、マーケットからの不信を除去するということも必要な措置であらうというふうに考えております。

四番目に強調させていただきたい点は、政府と日銀との関係、政策調整でございます。

もとより政府と中央銀行は緊密な協力が不可欠でございます。この点は欧米諸国においてもとられていてございまして、日本銀行の独立性を確保しながら日本銀行の金融政策と政府の経済政策との整合性を確保するという仕組みは極めて

て重要なものでございます。

こういった措置が今回の法案の中に織り込まれておるわけでございますが、そうした点で、この政策の整合性の確保と中央銀行の独立性の確保の調整という点については極めて重要な課題であるというふうに思っております。具体的には、例えば、中央銀行研究会では、一定期間の判断の留保を含む政府の政策委員会への意見の提出、あるいは政府の指定する者の政策委員会への出席といったような問題も政策の整合性を図る上で一つの適切な措置ではないかというふうに考えております。また、信用秩序の維持の問題につきましても、中央銀行が最後の貸し手であるという役割をもちまして、政府の行います信用秩序維持政策と日本銀行の政策の整合性を図るということも重要なポイントであるというふうに思っております。

以上四点、これからの中央銀行のあり方として重要な点を申し上げましたが、そのほか、国際金融業務の取り扱い、あるいは中央銀行の適正な業務執行の確保といったような措置もこの中にあわせ盛り込まれるべきものと考えております。

政府で御提出されました改正案につきましましては、これまでの中央銀行研究会の報告をもとに、金融制度調査会の慎重な審議を経て、政府及び日本銀行との調整の上で作成されたものであらうと思っております。中央銀行研究会に参画した者としていたしまして、そのときに論ぜられました主要な点はその中に十分生かされていると考えております。

各国の金融センター間の競争が激しくなる中で、我が国の金融市場の空洞化を防ぎ、世界を駆けめぐるグローバルな資金について我が国市場を魅力あるものにしていくためにも、市場原理の徹底と透明性の確保は欠かせないポイントでございます。

今回の中央銀行制度の改革は、国内の金融市場及びグローバルマーケットから信認を得るための重要なステップであると考えています。

ポーターレス経済に移行しつつある今日の経済環境を考えてみますと、産業界におきましても、

今回の金融改革、あるいはその中で重要な地位を占めます中央銀行制度の改正については深い関心を寄せているところでございます。今回の改正案につきましては産業界からは特に問題点の指摘はございまして、むしろ早期の成立を期待しているものと私は認識をいたしております。

最後に当たりまして、これから改正法案が仮に成立したといたした場合に、今後の運用の点につきましまして、政策委員会が適正に構成され、運用されましても、日本銀行がその重要な使命を認識して、絶えず自己改革を続けて、適切な政策運営に不断の努力を重ねられて、これからの日本の金融市場をグローバルマーケットの中で魅力あるものにしていくことを期待をいたして、この次第でございます。

以上をもちまして、私の陳述を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

○副委員長 どうもありがとうございました。次に、三木谷参考人にお話をいたします。

○三木谷参考人 ただいま御紹介にあずかりました神戸学院大学の教授をしております三木谷でございます。

本日は、日銀法改正という、戦時立法である現行法の五十五年目の、そして二十一世紀に向けての歴史的な改正に当たりまして、本委員会でご参考人として意見を述べさせていただきますことは、長らく金融経済、金融政策を勉強してまいりました一研究者といたしまして、まことに光栄に存じております。

時間の都合上、お手元に一応私のしゃべることをお配りしてありますので、それをかいつまんで申し上げたいと思います。

甚だ教科書的な説明で恐縮でございますけれども、中央銀行とは何かというのは、四つほどの機能をもったのが中央銀行であろうと言われております。

第一番目は、中央銀行とは銀行券を発行する銀行である。第二番目は、中央銀行は銀行の銀行で

ある。ザ・バンク・オブ・バンクスであると言われております。第三番目は、中央銀行は政府の銀行であるというふうに言われております。それから第四番目に、対外的にはその国を代表する一つの機関としての中央銀行の役割ということがございます。

さて、今回の改正法案をこの観点から見てみたいと思ひます。

中央銀行の第一の機能、すなわち中央銀行の通貨量、物価を決定する機能については、本法案では、制約がないとは言えませんが、日本銀行の政策委員会の自主性が尊重されております。

しかし、その他の日本銀行の機能、先ほど申しました二番目から四番目までの機能でございますが、こういう業務運営につきましては、中央銀行が公的機関であるという根拠に基づいておられると思われまますが、政府、大蔵省にその決定権限がかなり残るような条文が多く見られます。具体的に

は、法的手続は大蔵省を通す。あるいは、人事、経理、権限、業務については、ここでは仮に限定主義と呼ばさせていただきます、限定主義的なアプローチである。つまり、日銀がなし得ることを細かく規定し、それ以外は政府、大蔵省の許認可とするというスタンスであります。

ここで問題になりますのは、これらの二番目から四番目までの業務について過度に硬直的な政府、財政当局の規制、監督にもし日本銀行が縛られるのであれば、現在のような非常に激しい国内外的金融経済の動向に、迅速に効果的に対応して、日銀が、中央銀行としての最も重要な任務である物価の安定を目的とする通貨金融調節及び支払い決済機能の効率と安定性の維持を十分に行うことができるかという点であろうかと思ひます。

次に、今後特にもしてできるならばさらなる検討と改善が必要であらうと思われる点を申し述べたいと思ひます。

今回の日銀法案は、現行法に比べると、開かれた独立性あるいは自主性を基軸にかなりの改善が見られますけれども、しかし、米国の連邦準備法、あるいはドイツ連邦銀行法、あるいはまたその延長線上にあると思われまします新しい欧州中央銀行法、それから、この間五月六日に発表されました英国の新しい労働党のブレア党首の、BOE、イングランド銀行改革案に比しましても、中央銀行の独立性確保という観点からは必ずしもそれと同等と言えない、私としてはかなり劣っているような点が見受けられると思ひます。

次のような諸点について特に国会で今後審議をしていただきたいというふうに思ひます。

第一番目、中央銀行たる日本銀行の目的は通貨価値の安定を最重点として明確に規定されるべきである。そして、政府との関係において、中央銀行はこの基本的目的達成と相反しない限りにおいて政府の他の経済政策と協調を図るというふうに定められるべきではないかと考えます。先ほどのイングランド銀行の改革案にもその条件は入っております。

それからまた、委員会への政府からの出席は、でき得れば米国の連邦準備のように認めない方が中央銀行の独立性が一層確保されますけれども、財政政策など政府経済政策との調整が事務方レベルで解決しない場合には、特にその必要性のある場合に限り、政府の責任者、大蔵大臣、経済企画庁長官の出席に限り認めるのもやむを得ないことであらうというふうに思ひます。

ただ、その透明性確保のために、現在英国で大蔵大臣とイングランド銀行総裁の会議の議事録が公開されておりますけれども、我が国においても一般国民への透明性を条件とすべきだろうというふうに考えます。

第二番目、中央銀行の独立性確保には経費予算の自主的決定権が必要であります。

独立性の高い中央銀行とされる米連邦準備、ドイツ連銀、新しい欧州中央銀行はいずれも予算の自主的決定を許されております。我が国では、通貨及び金融の調節に関する費用に限り予算の自

主的決定が日銀に認められております。そして、その他の経費については、一応のセーフガードはついているとは思ひますが、両者の仕分けは「政令で定める」ということになっており、経費の面から中央銀行の自主的活動が阻止される要因となるおそれがあるのではないかと考えます。第五十一条であります。

日銀の予算は政府への届け出と、その決算は社会的信託の厚い監査法人及びあるいは適当と思われる公的監査機関が監査し公表することが適当ではないかと考えます。

第三番目、中央銀行の国に対する貸し付け等は、財政の赤字を中央銀行信用でファイナンスすることであり、節度、歯どめがなければインフレの原因、金融政策運営の弾力性の喪失となり、マクロ経済に甚大な損失を招きます。現行法にもない第三十四条二号と四号は削除をされるのが適当ではないかと考えます。

四番目、日本銀行の金融機関等に対する貸し付けは流動性の一時的供給に厳しく限定されるべきであり、透明性を欠く救済融資は絶対にすべきではありません。理由は、日銀の収入は貨幣発行益がその源泉であります。貨幣発行益は日銀への信託を基礎とする円を通貨として、貨幣として利用する人々に本源的には帰属すると考えるからであります。

五番目、この法案では、日本銀行の外国為替の売買及び国際金融業務では、対外的な貨幣・金融取引は政府の権限に属するといふ基本的考えを前提としているように思われます。

しかし、為替相場の一時的乱高下を緩和するためのいわゆるスミージングオペレーション及び外国の中央銀行との中央銀行相互間の取引、協定、協力などについては、日本銀行にもっと独立性、自主性が認められるのが適当であらうかと思ひます。為替介入については、米国のような、政府と中央銀行がともに分担、協力する体制、デュアルシステムが適当であると思ひます。そして、為替オペレーションについては、その操作とその損益

を含めて詳しい報告書を遅滞なく公表する義務が課せられるべきであらうかと思ひます。

今回のイングラッド銀行の改革案においても為替介入の資金と権限はイングラッド銀行に大きくゆだねられております。海外において為替・国際金融業務は政府、大蔵省の専管であるというような一部の意見は誤りではないかと考えます。

六番目、第三十九条には、日銀の資金決済の円滑に資するための業務は大蔵省の認可とされているが、電子マネーなど資金決済についてのイノベーションが現在グローバルに進行中であり、細かく事前的に規制することは日本の金融の創造的活力を殺すことになるおそれがあるのではないかと考え、この規定は不要ではないかというふうに考えます。日銀と民間金融機関、あるいは政府のそういう監督官庁を含めて、金融専門家との話し合いによるその結果としての合意によって運営されるのがいいのではないかとというふうに考えます。

七番目、二十九条には、国家公務員の守秘義務と同様に、日銀の役員及び職員は、在職中はもちろん、退職後も守秘義務が厳しく規定してありますが、これは、日本銀行の透明性の確保、第三条、あるいは一般的に言論の自由の基本的権利を定めている憲法と抵触するのではないかとというふうに考えます。日本銀行の役員、職員は公務員に準ずるわけで、特別に守秘義務を定めて言論を縛る必要はないと考えます。特に、金融政策、支払決済システム安定化政策に関する成功あるいは失敗の経験はむしろ積極的に公表され、後世代の参考に資することこそセントラルバンカーの重要な歴史的任務であると考えます。第二十九条に縛られると、日銀の役員、職員は、退職後も、自己反省あるいはメモワール、回想録を書くことさえできないのではないかと考えるわけであります。八番目、日本銀行は国会を通じて国民にアカウンタビリティを負うものというふうに考えます。第五十四条では、報告書を「大蔵大臣を経由して国会に提出しなければならない」とありま

すけれども、直接に国会に提出していいのではないかとというふうに考えます。

九番目、十六条「組織」のところでは「審議委員六人」とあります。しかし、政策委員会九名全員が名実ともに日本銀行の意思決定機関であり、かつ、執行及びその結果について共同責任を持つツンボード機関であるべきではないかと考えます。それこそ中央銀行のアカウンタビリティを全うすることができるとするわけであります。審議という名称は、通常の日本語としては、審議機関、審議会と言ふときに含意されているように、単に詳しく討議、議論するという意味であり、審議という語は削除し、単に政策委員でよいのではないかとというふうに思います。

日本銀行が行政府を通さずに国会を通じて直接に国民にアカウンタビリティを負うことについては憲法違反の疑義があるとの議論が、金融制度調査会小委員会、あるいは先ほどの鳥居研究会におきましても議論されているようでありますけれども、これは憲法、行政法の学者、学会の支配的見解であるのかどうか、あるいは最高裁判所の判断であるのかどうか、国会が中心になり明確にしたいのだと思います。

この根本問題を含め、日本銀行法を国会主導でもう一度再吟味され、二十一世紀に向け、欧米に比して恥ずかしくない、真に新しい中央銀行法を制定していただきたいと思ひます。それによって初めて国際的にも信頼を受け、東京が国際金融センターとして発展することになるのではないかと考えます。それでこそ、橋本首相のおっしゃられるように、フリーで、フェアで、グローバルな金融改革が実現できるのではないかと考える次第であります。

なお、附属資料としまして、金融学者・研究者、主として大学教授でありますけれども、二百三十三名の賛同を得ました意見書を提出してありますので、後ほど御参考にしていただければ幸いです。以上でございます。(拍手)

○額賀委員長 どうもありがとうございます。次に、中北参考人にお願いをいたします。

○中北参考人 日本銀行法案に関する意見を参考人として申し述べた機会を与えられまして、感謝申し上げます。五十五年ぶりに日銀法の改正が実現すること、中央銀行に対する関心が高まっております。一國の中央銀行のあり方を国会で真剣に討議する機会が訪れましたことを、まず心から喜びたいと思ひます。日ごろ日銀法をひもとく機会がありまして、その日銀法の古さに愕然とした記憶がよみがえってまいります。

人を行動に突き動かしていく動機は何かといえれば、新たな認識であったり、驚きであったりするかと思います。現在、金融の自由化が叫ばれ、一方で行政に一元的に管理されていた金融機関の破綻が相次ぐ中で、一体中央銀行たる日銀は何を、どう対処しようとしているのか。発言は無論のこと、姿さえも見えない。細つて、あのバブルの生成と崩壊をどう分析し、何を反省すべきか、一向に肉声が聞こえてこないのではありません。

我々の目に中央銀行が見えてこない。通貨である円の紙幣には「日本銀行券」と印刷されているにもかかわらず、日銀の姿も、声も届かない。この状況を変えるには、日銀の姿、その声が届くよう、言ってみれば中央銀行たる日本銀行に舞台の中央に出てきてもらうことであります。

今回改正されます日銀法は、その使命が「国家目的の達成を使命」とする戦時下に制定された法規であります。戦争を経て、戦後の高度成長を越えて、豊かなストック社会を実現した今日の日本にまず適応する法律なのか否か。戦時立法である日銀法が、戦後五十年を経た今日もなお抜本的な見直しと改正を見ないまま引き継がれていて、都合はないのだからか。

また、何よりも大蔵大臣による監督権、四十二条、業務施行命令権、四十三条、役員解任権、四

十七条といった、独立性に疑いを持たせるような条項が幾条も幾条も存在するのであります。

日銀がこうした条項に縛られたまま、的確な政策を運営できるのか。さきに触れたバブルの生成と崩壊のような、未曾有な、かつ歴史的な事象に對し、分析と検証が責任ある立場でなされないままではいられないのか。こうした疑問が今回の法改正へと人々を突き動かしたのであると思ひます。日銀法を見直すことは、バブルで頂点に達した戦後の経済と、それを達成した戦後のシステムへの見直しと反省を迫ったのだと思ひます。

幸い、賢明な議員と議会の力によって、日銀のあり方を見直し、法改正する機会を得られました。私は、ここでこれまでの各方面の関係者の努力に深い敬意を払いつつ、幾つかの問題と、これから先の中央銀行に注文をつけ、期待をする意味で所見を一言申し述べてみたいと思ひます。

先ほど三木谷先生も御指摘ございましたが、まず五月六日付の各紙の報道を見てのことではありますが、イギリス労働党の率いる新内閣のブラウン蔵相が、〇・二五％の金利引き上げを決めると同時に、ジョージ・イングラッド銀行総裁あてに「金融政策決定の新たな枠組み」と題したレターを発出し、イギリス中央銀行であるイングラッド銀行の独立性強化の枠組みを打ち出したのであります。

この構想は、第一に、イングラッド銀行の内部に金融政策委員会、マネタリー・ポリシー・コミッティーを設置し、金利決定権を大蔵大臣から同委員会すなわちイングラッド銀行に移す。第二に、現行、政府の行政権限に属する為替市場への介入を、金融政策目標を達成するために必要とされる場合に、イングラッド銀行にもその権限を与えるということ。第三に、副総裁を一名増員し二名とした上で、おのおの通貨価値の安定と信用秩序の維持を担当せよとしたものであります。

また、注目すべき点として、これまで国債を一元的に扱っていたイングラッド銀行がそれを返上し、国債管理政策を大蔵省に移管することを提言

し、金融と財政の完全な分離を提案したことであります。

このことの画期的な意味は、各国中央銀行が押しなべて独立性強化を図る中で、最も保守的で立ちおくれしていると見られていたイングランド銀行が、為替介入の権限まで与えられ、最も進んだ独立性の強い中央銀行へと変わることを宣言したことにあります。

事前のシティーの予想では、たとえ新政権になっても、蔵相の既得権であった金利決定権まで手放すことはあるまいというものであったようでございます。しかし、議会で圧倒的多数を得たその労働党が、事実上イングランド銀行に金融政策のすべてを譲り、みずからは財政を担うと提言しているのではありません。イングランド銀行は、中央銀行としての独立性を労働党によって強められることになったのであります。このニュースはたちまちシティーを駆けめぐり、全く予想外の大胆な、かつ清新な提案を好感し、株式・債券・為替市場とも高進したのであります。

このことを考えてみていただきたいと思えます。大蔵大臣みずからが、世界の流れ、EU統合の流れの中で何が国益かを冷静に判断し、みずからが持っている権限や権益まで踏み込んで裁断する姿であります。

欧州通貨機関、EMIが一九九六年十一月に、欧州統合に参加する条件として、各国中央銀行の独立性をさらに強化するための法改正を求める報告書を出しているのではありません。EMI、欧州通貨機関の改正要求は、各国に、政府の介入を排除する、より厳然たる態度で独立性のおくれを指摘し、改正を強く要求しているのではありません。

財政規律を堅持する合意にサインしており、財政を緩める景気刺激策はとれない。一方で、参加各国の中央銀行に対しては、統一後は、通貨の価値を守り物価安定に努める義務を課していくことになるのであります。この場合、どちらか一方、とりわけ中央銀行の立場が弱く独立の根拠を与えられていないとすると、財政当局である政府からの金融緩和の圧力に対して抵抗できないことになる。であればこそ、その圧力に抗するだけの独立性が法的に求められたのであります。

このことを見てもわかると思うわけでありまして、一、国の政府と中央銀行の関係は、常に互いの政策をチェックし、いたずらに財政の放漫や通貨の過剰流動性を招かないように牽制し合う関係にあるのであります。欧州中央銀行の政策方針もまた財政規律からの独立、通貨価値の安定といった政策で貫かれる以上、この動きにはほかの先進諸国の中央銀行も対処していかなざるを得ないのであります。これこそが中央銀行の守るべき規律となり、守るべき基準となるからであります。

各国中央銀行は、ともに共通の目的に向かって支え合い、かつ競争し合う関係を結んでいます。殊に世界を縦横に駆けめぐるマネーに対して一定の責任を持つ先進国の中央銀行は、すぐれた規律を持つ中央銀行の行動基準に合わせる努力が必要になるのであります。国内の狭い利害対立を超えて、日銀がその経験と知識を生かし、通貨の番人たる役割に徹すること、国民経済ひいては国民の生活を守る責務に真剣に取り組んでいただくことと念願する次第であります。そのためには、政策委員会の機能を充実させることを通じて、外部世界とのフィードバックを起し、政策決定のすべてをオープンにすることでありまして。

我々は、日銀マン以上に金融政策のプロになるつもりは毛頭ありません。あくまでも専門家集団である日銀の手腕に期待するものであります。しかし、日銀が今回独立性を強めたからといって、全知全能で誤りを犯さないとはいえません。だからこそ、正しい政策も誤った政策も過去にさかの

ぼって検証できるシステムが必要とされるのであります。政策委員会がそのかなめの役割を果たすよう、国民に対して開かれた組織となることを切に期待し、念願するものであります。

詳しい御説明は、御質問に対してお答えいたします。(拍手)

○額賀委員長 どうもありがとうございます。以上で参考人の御意見の開陳は終わりました。

○額賀委員長 これより参考人に対する質疑を行います。吉田六左エ門君。

○吉田(六)委員 私は、自由民主党の吉田であります。自己紹介を申し上げますと、今を去る三十数年ぐら前に、新潟の日銀支店駐車場へ、ちよっと隣のたばこ屋に用があつたものでしてから、自動車に駐車しました。守衛さんが出てきまして、「坊や、坊や、ここはとめちやだめだよ」「いや、私はこの銀行に用があるのです」「何の用ですか」ということなので、「この千円札、少し両替してもらおうと思って」「日銀はそういうことはしないのですから」、こんな思い出があります。そういえば中学校の社会科の時間に、日銀というのは一般銀行業務はしなかったのだなというようにことを思い出していた。そのあたりから、自來、精進をしまして、何とか金融あるいは財政、この方向にしっかりと知識を持ちたい、そんな形で今、大蔵委員会に籍を置かせていただいております。

きょうは、佐伯会長様を初めアカデミックな研究会の先生方までお忙しい中お出ましただいて、そしてこの日本の国に大事な日銀、いい改革の折に少しでもよきものをと、高邁なお考えのもとで、それぞれの大事な思いを御開陳いただきまして、ありがたく心からお礼を申し上げます。政治は、国会は、国民のためのみにあつて、他

の何者のためでもない。日銀またしかりと私は思っています。そんな思いの中から、一、二御質問させていただこう、こう思います。

大変恐縮であります。佐伯参考人様に、まず、低金利時代が続く、国民から日本銀行の金融政策の批判を聞かされることも少なくありません。パウルが崩壊、そして多くの者たちが自分の命を自分で終わりにしなければならぬような悲劇が起こる中で、日銀の金融政策、政治はというようなことをよく耳にします。

新進党の皆さんからは、国民や政治家は目先の利益に左右されがちだ、だから日本銀行の金融政策は、政府あるいは与党がなるべく関与せずに、日銀の一部の専門家に任せればよいという主張を聞かれています。私は、日本の民主主義を信じて、国民の多数の支持を受けた政府・与党が金融政策運営に何らかの形で参画していく方がよいのではないかと考えておりますが、これらについてお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○佐伯参考人 佐伯でございます。ただいまの御質問にお答え申し上げます。

お答えになるかどうか分かりませんが、今の御質問は、例えば日銀が一方的に決定していくのか、あるいは逆に政府が一方的に決定していくのか、あるいは逆の両方とも含めてかと思ひますが、私は、どちらに偏るのも適当ではないといひます。また、この法の手当でも、そういう形で経済政策と金融政策の一致というようなことを盛り込んでおります。

法案では日本銀行の独立性の確保に対してさまざまな手当てが講じられております。その中核となつてゐるのが政策委員会の独立性強化であるというふうに理解しておりますが、政策委員会の人選につきましても、総裁、副総裁、日銀側から三名、他は六名で、経済、金融に高い見識を持つてゐる方々が選ばれるというような形であります。また、それに対して政府の方からは、出席者の提案権あるいは議決延期請求権を認めるといふような形で、中長期的な政治の経済政策の反映も図

られるといった双方の対応がとられているのではないかと、いふに考えております。

以上でございます。

○吉田(二)委員 御返答に、いまいち質問に申しわけありませんでしたが、次に、いま一つ参考人様、日銀検査の問題に言及されましたが、これも新進党は、日本銀行が金融政策を実施するとともに民間金融機関に対する検査監督の権限を有する、という対策を支持している。

政府は、市場取引を通じた金融政策と民間金融機関に対する行政権限の行使を同一の機関が行うことは適当でない、こういう考えを示しておりますけれども、先ほどのお話にもありましたが、金融業界として、その東ねという立場でどのようにお考えになるか、お聞かせいただきたいと思っております。

○佐伯参考人 ただいまの御質問にお答えいたします。

先生の御質問は、検査を一元化したらもっと案になるかというふうな意味も含めておっしゃっていただいたのかと思います。

新進党案につきましては、私ども報道ベースというところで詳しく承知しているわけではございませんので、若干質問に対してお答えがずれるかもしれませんが、監督検査の権限と金融政策につきましても、中央銀行研究会報告それから金融制度調査会の答申でも、行政権限に基づく大蔵省の検査と、日本銀行の持つ最後の貸し手機能の適正かつ円滑な機能の発揮のための日本銀行検査とは、峻別といえます。検査を受ける側というふうには書かれております。検査を受ける側としてはいろいろな意見がございますけれども、今回の法改正はそういう趣旨に基づいてなされたかと理解しております。

ただ、金融機関といましては、確かに実際に受けております検査が、検査と考査で対象が内容に一部重複感があるということも事実でございます。法案にも、このようなことを意識されまして、金融機関の事務の負担軽減に十分配慮するとい

うような意見が法案化されております。私どももそういう点を意見を述べていきたいと思います。

なお、海外では、そういう重複の検査がございますけれども、同時に入って同様のフォームで検査をして合同で行っていくという事実もある、ということをお参事まで御報告しておきます。

したがって、これからそういう、言ってみれば事実上国民の目から見えないところで政策が決定されるというのではなくて、この場合には政府の指定する者が政策委員会に出て、政府としてはこちら考えるというのを政策委員会が堂々と述べて、そしてそれは議事要旨の公開あるいはいざれ議事録の公開という形になって国民の目に触れる。したがって、今までのように金融政策の調整が国民の目に見えないところで決められるということではなくて、堂々とこの政策委員会が論じ合って、そして果たしてどちらが適切であるかということがあるいは国会で、あるいは国民が見えるということが非常に必要だというふうに思っております。

○吉田(二)委員 ありがとうございます。

もちろん、この研究会の中にも、こういう政府の委員が出てくると影響力があつて発言が自由にできないといったような御指摘もございましたが、私個人の考えでは、むしろ、今申し上げましたように、もっと開かれた形にするには政府の職員もそこに出席して、堂々と意見を言つて、それが国民の目にさらされるということが必要である、という趣旨でございます。

○福川参考人 吉田委員のお尋ねは、中央銀行研究会におきまして政策委員会への政府の出席の点でございます。

○吉田(二)委員 ありがとうございます。

この点でございますが、金融政策に関する事項を審議する場合、したがって、一般の日銀のハウスキーピングと申しまして、内部の業務執行の点でなくて金融政策の実施ということになりますと、他の政府の経済政策との調整が必要になるわけで、少なくともこの整合性を確保することが必要になるという意味で、政府からも政策委員会に出席をして、必要に応じて意見を述べることが必要になるという趣旨でございます。

私も、経済界にとつても、政策委員会における議論等、政府、日銀の間での整合性、大切なものではなからうかな、こう考えております。

引き続きでございますが、本場に思うに任せぬ質問で恐縮ですが、都合があります、三木谷先生に一言御質問をさせていただきますかと思

最近、この委員会が問題になったわけでありまして、日本銀行が多数のゴルフ会員権や接待用の豪華施設を保有していることが問題とされました。二十一世紀の日銀は、私は、もはやその時代でないのではないかな、こう考えています。

その過程の透明性を高める、こういう観点でございますが、これまでの金融政策、例えば公定歩合の決定等を見ますと、事実上、政府と日銀で話し合いがついた上で政策委員会にかけられるというケースがかなり多かったやに私は印象を受けて

ゴルフトーナメントでは新潟カントリー倶楽部というのを所有しておられまして、これは新潟で一番古いゴルフ場ですから、もし接待だとか何かでお使い

になるのであれば、あれではなくて別なものがよいのではないかな、この辺のチェックも果たしてちゃんとされているのかな、こんなふうに思う次第なのであります。

そうした中で、日銀の経費のむだ遣いの現実を見て、日銀の経費支出に対するコントロールを緩めるべきという新進党さんの主張は、はて、これは我が国と随分と違ふんだがな、こんな思いでおりますけれども、この辺、先生いかがお考えになりますか。余りアカデミックな質問ではないのですが、お聞かせいただきたいと思います。

○三木谷参考人 実は、私、ゴルフをやりますので、でございますけれども、要するに、日銀の経費、会計の決定権を日銀が持つてはむだ遣いするのではないかと、私はよくわかりませんけれども、人間、何でもやはり使いたいわけですから、その危険はあるというふうに個人としては考えます。

諸外国でも、アメリカ人でも同じことであると思ひますけれども、連邦準備銀行の方は、経費は自主的に決定できる、しかしその経費のチェックは、GAOですか、国会の直屬であります会計検査院、そこがやるということに、これは昔はそうでなかったのですけれども、数年前に変わったという事です。それまでは監査法人がやっていたという事です。アメリカでも議会でしょっちゅうこの問題をつつかれておりますけれども。

ただ、私もアメリカの中央銀行の研究をしておりまして見るのですけれども、その連邦準備銀行の方の会計報告書が非常に詳しいわけですね。それから、監査法人が向こうは権威がありまして、それがやりますし、それから、もし何かあれば多分議会で呼ばれて答える、こういうことになっております。

ただ、私思ひますのは、今度重要でありますのは、先ほど申しました審議委員、六人任命されるのですけれども、その任命された六人日銀に入っていくわけですから、その方々が実際上どういう役割を果たすか。やはりこれは、先ほど話がありましたけれども、物価安定を図ろうと思

ば、これは金融政策、非常に難しいわけですね、どうするか、一厘上げるか二厘にするかというの。その判定をするには、やはりそれだけの調査あるいは将来の予想ということをやらなくてはならない。そのこと自身も、その調査も、審議委員という言葉を使いますと、審議委員みずから判断できるようなことをやらなくてはならない。そのためにはかなりスタッフががいることが必要ではないか。

アメリカのボード、ワシントンにあります、金融政策をして監督するところ、千七百何人というところ、十二の連邦準備銀行を除きまして、それほどスタッフを持ってやっているとということでありまして、そのところはかなりふんだんに使っている、マクロ経済政策を誤らなければとが返ってくるのではないかとふうに思います。

○吉田(六)委員 ありがとうございます。

中北先生、先ほどのお話のとおり、かつては聖徳太子で代表された日本のお札、札は見えても銀行は見えないじゃないかという先生の御趣旨、まさに我が意を得たりという思いで聞かせていただいたのです。私は日銀理事の位置づけについて何おうと思っておりますが、時間の都合で、あと一分でありますから、これで質問を終わらせていただこうと思ひます。せっかくおいていただいたのに申しわけありません。どうも先生方、ありがとうございます。

○額賀委員長 次に、秋葉忠利君。

○秋葉委員 社会民主党の秋葉でございます。

参考人の皆さんには、お忙しいところ、御貴重な御意見をお聞かせいただきまして本当にありがとうございます。御説はいろいろなところできちんと読ませていただいておりますけれども、改めてこの場でお話を伺って、やはり直接お話を伺うことがかにか大事かというのを改めて認識いたしております。与えられた時間が十分間ですので、たくさん聞きたいことがあるのですけれども、一、二点に絞って伺いたいと思います。

第一点目は、これは主に三木谷先生それから中

北先生に伺いたい点なんですけれども、今回の日銀法改正の中心理念の一つは、開かれた独立性、自主性ということがうたわれているわけですが、その中でも、私はやはり開かれているという点が非常に重要ではないか、その点を両先生とも強調なさったのではないかとふうに考えております。

その一つの局面として、日銀を開かれた存在にするということが将来にわたっても非常に重要だろうというふうに思ひますけれども、そのためには、一応今回の法改正の構造を考えますと、やはり政策委員を選ぶに当たって、あるいは政策委員の役割とかあるいはその制約等といったものをきちんと整備をして、開かれたシステムをつくるということだと思ひます。

その中でも特に大切なことは、具体的な人選だと思ひますが、私はこのことについて二つ提案をしてきたつもりです。

一つは、政策委員の選任に当たっては公募制を採用してはどうか。ところが、お役人の頭の中では、公募制ということが非常に誤解をされてどうもインプットされているような感じがいたします。公募制というのは、要するにだれでもいいから応募してきた人を政策委員に任命するというような、何といひますか何の基準も選択も行わないようなことが公募制であるという誤解があるような気がいたしますけれども、ともかく、選択を最終的に行う主体がだれでも、その母集団を広げるということとはそれなりに大切なことである。公募制を採用するというようなことについて、これまで御検討されてきたかどうか。もしそうであれば、その公募制を採用する、六人すべてというわけには恐ろしいかなと思うのですが、最初一人でもいいかと思ひますし、あるいは半数といったところでもいいかと思ひますが、それについてもしお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

きちんとした基準を設けて、それを公開の場で議論をした上で設定して公募を行う、審査も公開して行うということが私は望ましいというふうに考えております。

それと表裏一体の問題ですけれども、これまでの日銀の政策委員のほとんどは、いわゆる天下りのお役人が占めておりました。そのことが政策委員会を事実上機能停止させてきた原因にもなっておりますし、逆に今度はそのことによって日銀の閉鎖性が高まるといったような局面もございまして、そういったことを勘案いたしますと、政策委員については官庁からの天下りは禁止する。といつても全面的禁止にすることが現実的かどうかはわかりませんが、例えは一定の制限を設けて半数以下に抑えろとかさまざまな考え方があろうと思ひますが、やはりきちんとして一定の歯止めをそこには設けるべきではないかというところを考えたおりに、この二点について、三木谷先生それから中北先生の御意見を伺えれば大変ありがたしいと思ひます。

○三木谷参考人 時間の都合上、簡単にお答えしたいと思ひます。

まず初めに、第二点の方ですけれども、今までの政策委員会はいわばスリーピングボードと言われておりますけれども、その原因の一つは、御指摘の点にあるかと思ひます。私も一度、戦後ずつと政策委員の方の名簿を全部拾ったことがあるのですけれども、昔から元官僚の方がほとんどを占める、都銀代表だけが民間であるという状態になつております。

ただ、外国では、大蔵省、財務省の方も中央銀行マンになるわけですから、中央銀行の門をくぐると元官僚の方はより中央銀行マンになるというケースもあるわけなんです、その辺のところは絶対禁止というわけにはまいらないと思ひますけれども、そのチェックを何らかの形でやることは必要であるというふうに思ひます。

公募制については、今初めてお聞きして、非常に斬新な考えでございますけれども、具体的にどうするかというところはちよつと頭に浮かびませんが、ただ海外で、アメリカとかヨーロッパでどう

いうふうに入選しているかということを一度調べて参考にすることは重要ではないかというふうに考えます。

以上でございます。

○中北参考人 私も、先ほど政策委員会、これは日銀の政策機能のなめだとして申し上げたわけでありまして、その意味で、できるだけ幅広い角度から適当な審議委員を選ぶということは重要な課題だというふうに私も思ひておりました、同感であります。

ただ、考えますと、一方で五年間、それからいろいろな守秘義務その他がございまして、現実の問題として大変難しい問題もあるのではないだろうかと思ひます。私自身も思ひます。

兼職の禁止規定といったような問題もございまして、だからこそまた幅広い観点、したがって公募制というお考えも出るのだというふうに私は理解いたしました。そのような意味では大変斬新な意見だというふうに私も思ひますので、考えてみたいというふうに思ひております。

いずれにしても、重要な点は、現在の産業構造の変化、日本の国民経済の行く末というものと、先ほど御指摘がありました、政策委員の御出身のそれぞれの母体というものが必ずしも平仄が合っていない、どちらかというとかなり不整合があるという点が私は気にかかるところであります。そのような意味で、新しい産業、それから消費者の観点、それから、今回出ましたけれども、もっと幅広い観点から選んでいくということは大変重要だというふうに私は思ひております。

○秋葉委員 時間が余りありませんので、もう一点だけ。これは実は簡単に伺えることではないのですけれども、佐伯参考人に伺いたいと思ひますが、この三つの柱の中にフリー、フェア、グローバルというものがございまして、そのグローバルという観点に対して、これから二十一世紀を迎えるに当たって、特に銀行業界といった方がいいのか、金融界全体として国際的な、マーケットだけではなくて場における日本の役割、そ

の中における銀行といったものが占める役割についてどんなビジョンといますか、そういうものを保持していらっしゃるのか。短時間ではちょっとお答えいただける問題ではないのですが、そういったことについてどういった方向性をお考えになっているか、簡単に申し上げていただければ大変ありがたいと思うのでお願いします。

○佐伯参事人 ただいまの御質問にお答えいたします。簡単にいうと非常に難しいのですが、一つは、外為法の改正でもう壁がなくなってきた感じがいたします。それからもう一つは、先ほど申し上げましたが、電子取引その他でもう国境がなくて、秒単位といいますが、即座にいろいろな通信ができる。そういう二つで、外為法がなくなるといいます。今までは外為法があつて、しかも郵便でというような時間的な制約もあつて、したがって国内にとどまっていたけれども、それがなくなると、だから、国際的というよりも全世界が全く一つの市場になります。というところで、日本の方がロンドンでもシンガポールでもどこでも取引されるようになりますから、私もどこでも全くとどこにでも出ていく、そういうことでございます。

○秋葉委員 ありがとうございます。

福川参事人 いろいろお聞きしたいこともあったのですが、また機会を改めてお願いいたします。どうもありがとうございます。

○額賀委員長 次に、北側一雄君。

○北側委員 新進党の北側一雄でございます。

四人の参事人の皆さん、大変お忙しい中、お時間をちょうだいいたしましてありがとうございます。心から感謝申し上げます。

それでは、新進党の日本銀行法案に対するスタンスを少し御説明をしたいと思いますのですが、私は、現在の日銀法に比べましたら、この今審議をしております日本銀行法案というのは、数段独立性の強化という意味では進歩しておるというふう

うに評価をしております。ただ、独立性の強化の程度という意味で、我々はこの日本銀行法案の内容にまだ不満がございます。もっとさらに独立性の強化を図るべきではないかと我々は考えておるわけなんです。

結局、この評価の違いというのは日本銀行の独立性、金融政策決定の独立性、この独立性をどう理解するのかの違いであるというふうに思っております。この日銀の独立性、金融政策決定の独立性と三木谷先生、中北先生、そして中央銀行研究会のメンバーでございます福川参事人にお聞きをいたします。

この日銀の独立性、金融政策決定の独立性といった場合に、これは一体何のための独立性なのか、それから一体だれからの独立性なのか、簡単にそれぞれお答えをいただければというふうに思っています。

【委員長退席、坂井委員長代理着席】
○福川参事人 ただいまのお尋ねは、独立性の意味に關してでございます。

今回の改正案は、今委員が御指摘のとおり、私は独立性に關して大変な改善が加えられているというふうに思っております。しかし、この独立性をどう解するかという点については、これは今御指摘のように、いろいろな御議論がございまして存じます。

私も中央銀行研究会でも、この点について憲法との関係等を踏まえてどういうふうに考えるかという点にいろいろ議論がございました。そして私は、現在の憲法を考へてみると、憲法の六十五条というところで考へてみますと、議院内閣制のもとにおいては金融政策といへども行政権の中に入っているであらうというふうに考へております。しかし、金融政策の実施という点になりますと、むしろ、物価の安定という経済の重要な問題に關して見ると、その金融政策の実施についてはいろいろな制約から離れて公正、中立に実施する方が好ましいというところでございます。中央銀行研究会においても、現在の憲法、政治制度を前

提にいたしますと、中央銀行といへども国会及び政府から完全に独立した存在ということではあり得ないというふうな解釈に相なっております。

したがって、金融政策の運営については、行政権の一部に属してはいるけれども、先ほど申しましたような趣旨で、金融政策の中立性ということから実際の金融政策の運営には独立性をできるだけ付与すべきであるというところでございます。したがって、独立性というものが絶対的な独立性ではなくて、むしろ現在の制度から見たいわけの相対的な概念としての独立性ということになるのではないかと私は考へております。

したがって、日銀政策委員会の強化とかあるいは政府の広範な業務命令権等はもちろん今回も修正をされておりますが、運用面においてできる限り自主的な判断ができるという体制が必要だというふうに思っています。したがって、独立性という意味では、政府及び国会から完全に独立という絶対的な独立性という趣旨ではなくて、今の憲法の制度のもとにおいて金融政策が自主的に公正、中立に執行できるといふ体制が必要であるというふうに考へております。

○三木谷参事人 何からの独立性かというとき、簡単に申しますと、財政からの独立ということとであります。

それから、絶対的独立性というのはどの国でも言われておりません。アメリカの場合には、連銀というのは政府の一部分である、オブ・ザ・ガバメントというふうに明確に規定してあります。しかし、トレジャリーからは独立した政府の機関であるというふうに明確に連邦準備法に定めてあります。私は、日本でもそうであるべきだといふふうに考へます。

それから、金融政策のゴールと申しますか、最終目標というのはだれが決めるかというの、やはり民主国家であれば国民であるし、それからそれを代表している国会であるというふうに私は考へております。しかし、現段階では、物価安定というものが金融政策の一番重要なゴールである、そ

れを達成する運営等々については、日銀に、中央銀行にその権限を移譲しているというふうに考へます。

以上でございます。

○中北参事人 私も、神聖不可侵の独立性というのは、それはあり得ないというふうにも思っております。日銀が、みずから決定し、そして先ほどございましたように、その決定過程、考へ方、それをきちっと国民の代表である国会の前に説明をする、いわゆる説明責任をきちっと貫徹するということとあります。

その意味で、何から独立と申しますと、一つは財政当局からの独立であります。それによってマーケット、つまり金融の論理ということを買徹するというのが一つであるというふうに思っています。じゃ、中央銀行が、要するに勝手なことをしちゃらんじやないかという御心配があるんではないかというふうに推測するわけですが、その点に關しましては、まさにこちらの国会の方で受け皿として金融委員会をつくらせていただいて、そこで当局者の説明を定期的にじっくりと聞いていただいて、国民の信託を全うしていただくという形が、私は望ましい独立性の意義であり考へ方であるというふうに考へております。

【坂井委員長代理退席、委員長着席】

○北側委員 ありがとうございます。今のお三方のお話の中に、私は、かなりこの独立性の意義についての見解の違いと言ったら語弊があるかもしれませんが、よく出ておると思うんですね。

今までもこの大蔵委員会では日銀法の法案につきまして審議をしておるんですが、答弁なんか聞いておまして、一つやほり憲法のことを言うんです。憲法のことを、もう一つは、この日本銀行法案の中の四条に書いてあるんですけれども、緊密な連携ですね。常に政府と連携を密にして、十分な意思疎通を図るんだ、政府は経済政策全体の責任を負っている、その中の一部の金融政策について日銀がやっているからよく連携をとり

なさいよ。この二つのことをおっしゃって、我々から見ますと独立性の機能を低下させるようなそういうさまざまな法文の根拠として説明されるわけなんです。

まず、憲法との関係で言いましたら、この間私がこどもと法律局を呼びまして議論したんですが、この日銀、また金融政策の独立性との関係で言いましたら、これは、一つは政策委員を初めとする役員の人選、これについてきちんと持っているわけですね、これを政府が持つということ、これが一つあることと、もう一つは予算ですね。法案では、経費の予算を大蔵大臣に提出して認可を受けるようになっていないんですけれども、こども、こどもで求める必要はないと私は思うんですが、経費の予算について国会なり政府なりが何らかのコントロールができるような仕組みがあれば、この二つがあれば、憲法上は問題ないわけじゃないわけですよ。六十五条、六十六条三項等に違反しないわけですよ。

それ以外の問題は、あくまで政策判断の問題なんです。政策判断としてどこまで政府、端的に言えば大蔵省と日銀との間でどういう関係性を持たせるのがいいのか、これはあくまで憲法の問題ではなくて政策判断です。

というふうに考えますと、これは私どもの意見でございますが、憲法上、この人事と予算の二つの問題、こどもである程度のコントロールができるならば、あとは、私どもはできるだけ日本銀行の独立性を強化する方向でやはりやるべきではないのかというふうに考えておるんです。

一つは、私今回の法案の中にも幾つか含まれておると思うんですが、まず日本銀行自身が自主的な監査機能を強化していくことですね。自主的にしっかり監査機能を強化する。それは、監事制度を充実すること、外部監事を導入すること、さらには、今回の法案の骨格でございます透明性を強化すること、政策決定過程のプロセスについて透明性を強化すること、こうした自主的な監査機能の強化というものをしっかりやって

いきましょ、これがまず第一。

二番目に、政策委員会、私、政策委員会と日銀との関係というののも一つの論点だと思っておるんです。政策委員会と日銀との関係、日銀と政策委員会と一緒じゃないかというふうに思われる人もいますけれども、そうじゃなくて、政策委員会が、やはり日銀からある意味では独立しているといえますか、政策委員会が理事会等に拘束されないで、本場にみずから判断で金融政策を決定していくというような機能を果たしていく必要がある。政策委員会が日本銀行を監督していくというこの機能、これも法文に書いてございますけれども、これも充実をしてく。二つ目ですね。それから、会計検査院による検査、これは従来もありました。この検査をさらに充実をしてく。そして、先ほど出ていますような国会への報告、国民への情報公開、これをしっかり強化する。

こういうことをしっかりやっていけば、先ほど申し上げました人事権の問題と予算の問題、こどもである程度のコントロールを政府ができれば、あとはもう大蔵省と政策委員会との関係で、余りそういう監督機能を大蔵省、政府が政策委員会なり日銀なりに及ぼすことについてはできるだけ抑えていくべきであると我々は考えているわけなんです。金融政策決定の独立性を強化していくために、財政と金融との分離というものをしっかり果たしていくためには、この独立性の強化が必要であるというふうに我々は考えているわけなんです。

私どもも新進党は、基本的な考え方としてこのように考えておるんですが、私の今の意見に対する先生方の御批評をいただければと思います。これも恐縮でございますが、福川参考人、三木谷参考人、中北参考人にお願いたします。

○福川参考人 ただいまの点でございますが、憲法との関係に關して申しますと、今御指摘がございましたように、私どもでも、中央銀行研究会でもその点についていろいろ議論がございました。

もちろん金融政策に關しましては政府からの独立性を認める、従来よりは政府からより独立した形で金融政策を進めるのが好ましいという判断がございまして、今委員の御指摘で申しますと、人事権と予算という点でございまして、そういつた人事権等を通じて政府のコントロールが留保されていれば、日本銀行に内閣から独立した行政的色彩を有する機能を付与したとしても憲法六十五条等との関係では違憲とは言えないというふうな判断でございます。

したがって、憲法との関係は今申しましたようなことでございまして、もう一つの問題は、実際の経済政策の運用の問題であらうと思えます。政府との整合性といえますときに、実はいろいろ局面があるように思えます。一つは、経済の実態の認識についての判断でございまして、この実態の判断については、これはいろいろ局面で日本銀行及び経済関係省庁との間でいろいろな意見交換等が行われていくことだと思えます。これは、やはりできるだけ、この判断については、判断が違つておれば政策も違ってくるわけでありまして、私は、その認識について、より深い研究が双方でなされるべきだというふうに思っております。

その次に、政策選択でございまして、そのときには、例えば財政政策と金融政策というものが、これは時としてかなり問題を生ずるところがあり得る問題だと思えます。したがって、経済政策全体として効率的な経済政策ができるといういたしますと、金融当局であります日本銀行と財政当局であります大蔵省との間で、政策の選択については時として緊張関係さえあり得るのではないかと私は思っています。むしろ、そういう緊張関係があつて、そして議論を合して妥当な政策を見出すというところに、金融政策の独立性を認める点に意味があるというふうに私は思っております。

したがって、今こういう問題についてどういう形で独立性を保障して、そして政府との間で協調もするが緊張関係もあるという仕組みに何

が、どういふのが一番好ましいかというのが、具體的な日銀の独立性を考えるべきポイントではないかというふうに思っております。その点で重要な点は、今御指摘もございましたが、透明性ということであらうというふうに思えます。財政当局及び金融当局の間で緊張関係がある、政策的に意見の違ひがあるというところが国民の目に触れる国会で十分それもとま取り上げられるという仕組みが非常に重要だというふうに考えております。したがって、今の金融政策の実施については、今申した憲法の枠内でできる限りの独立性は保障をする、しかし憲法との間の調整はしながらも、実際の運用については、今申しましたような整合性もある緊張関係もあるという形の仕組みが必要なのではないかと私は考えております。

○三木谷参考人 お考えの大筋には全く賛成でございます。

この六十六条ですが、本文の数は、六十六条あるわけですが、私の同僚が、大蔵省の認可とか許可とか、何かそういう箇所を勘定したら三十四カ所あったという話でございます。正確な勘定をしたそうでございます。

今度の政策委員会が日銀の中でどういう位置づけにあるかというの、私は余り法律に詳しくありませんのでわかりませんが、私が望ましいと思ひますのは、金融政策に關するものとそうでない業務部門というのがありまして、金融政策に關する例えは調査、統計それから分析等々、こういうところと、それから実際の証券売買とかいろいろオペレーションをやったり、いわゆるバンキングの方、それとかなり分けて組織づくりをする、政策委員会はそれに乗るというののいいのではないかと、両方にまたがって乗るというののいいのではないかと。そうしますと、理事、参事というのはどういう役割をするのかというの、私にはちよつとわからないということでございます。

○中北参考人 今伺いたいんですが、北側先生のお話、結論的には私賛成ですが、具體的な点では若干疑義があるというふうに私は思ひます。

ここでは憲法論を、私専門外ですので、するつもりはいささかもございませんが、四十一と六十五条の問題、やはり現代の社会において、先生方を前にしてあれなんです、もう少し立法権の権能というのをもっと強く、そして拡大解釈して、民意をより敏感に反映していただくという解釈が望ましいのではないかと、というふうに個人的には思っております。

今御質問の趣旨は、要すれば三委員会型のものを、公取的な発想でしようか、独立行政委員会的なものを意味しておられるのかなとも感じられるわけですが、いずれにしても、独立性、透明性を高めるという点では全く私も賛成でありまして、その点ではいささかも意見を異にする点はありません。

ただ、日本銀行、中央銀行に関しては、やはり中央銀行の中に政策委員会があるべきだ、ワンポディーである、一体であるべきではないかというふうには私は考えます。金融行政、例えばアメリカには証券取引等監視委員会、SECのようなものがございますが、このような委員会に関しては、ぜひ公取型のようなものを日本では早く実現していただきたいというふうに私は思うわけですが、しかし金融政策に関しては、これはやはり中央銀行の中に設置されて、ここで意思決定を統括すべきだというふうに思います。

なぜならば、もし政策委員会が外部に出てしまいますと、日銀本体の中に恐らく理事会というのができ上がります、現在あります円卓会議のような形で実質的にそこで決定してしまふ。後は現在の政策委員会に形式的に意見を奉って、それで決めてしまふということ、先ほどもございましたようにいわゆるスリーピングボード化してしまふ、そういう危険性がある。つまり二重構造の問題が実質的に出てくるという点が私ちょっと気になるものですから、その点を除きますと、透明性、独立性を高めるという点では、私も意見を異にする点はないと思います。

○北側委員 本日は時間があつたら、中北先生に

我が党の考え方をもう少し詳しくお話しして、また御見解をお聞きしたいところでございますが、もう時間がないのでやめておきたいと思ひます。

最後に政策委員会への政府からの出席の問題でございますが、この法案は、大蔵大臣、経済企画庁長官が必要に応じて出席できると、「又は」とございまして、その指名する者、職員が出席できると。

私も心配しておりますのは、こういう法律の規定の仕方だと、結局今と変わらないのじゃないか。大蔵大臣、長官は、政治家は忙しくて行かないくて、結局は大蔵省なり経済企画庁なりの官僚の方々が出席することが常態化をしてしまつて変わらぬのじゃないのか、そういう心配をしておりますし、また、この法案の書きぶりを見ますと、出席権だけではなくて議案も提出できるのですね。意見を陳述できるのは私に思ふのです、議論をするわけですから。どんな大蔵省からも経企庁からも意見は出してもらえばいいと思ふのですけれども、議案提出権さらには議決延期権、ここまで認めている、これはや行き過ぎなのではないのかというふうに思つております。この辺の御意見を福川参考人そして三木谷参考人にお聞きしまして、私は終わりたいと思ひます。

○福川参考人 政府からの出席の際に、大蔵大臣または経済企画庁長官の指定する者ということになると、職員の方が出るのがむしろ恒常化するのではないかというお話をございました。これは私は、これからの運用の問題であらうというふうに思ひます。諸外国などの例によりますと、ヨーロッパなどでは、大臣じきじきにいろいろ連絡をとり合つて意見を言うというケースも多々ございまして、したがって、私は、それぞれ関係の各大臣が、これだけの重要な金融政策の点についてでございますから、各大臣の政治的な立場でこれは判断すべき問題だというふうに思つております。それから、議案の提出権あるいは延期権があるというところでございますが、政府からの出席者には議決権がないわけでございます。それから

た、政府から出された意見というのは、議事要旨の中で当然公開される。したがって、例えばなぞこういう議案を提出するの、あるいはまたなぞこの議案を延期しなければならぬかということについては、これはその根拠が明白になるわけでございます。したがって、政府がそういうことをした場合には、事後ではあります、国会であるいはまたジャーナリズムであるいは国民の場での行動についての批判が当然出てくるわけでございます。

したがって、議決権はないので最終的な判断は政策委員会の方が持たれておるといふことでございまして、また、その点についても政府が何か適切でないような行動をとつたということになれば、当然そういうことが事後的にチェックできると、こういう機構になっておるといふことでございまして、私は、いろいろなバランス、諸外国の例等から見て、このような仕組みで特に問題になることはないのではないだろうかというふうに思ひます。

ただ、運用の問題が非常に重要であるといふことは私も感じておるわけでございまして、ひとつ関係の各大臣がそういった政治的な意味合いを持って適切な運用をされることを期待したいと思つております。

○三木谷参考人 簡単にお答えさせていただきます。

私が先ほど陳述いたしましたときに、責任者は国務大臣に限ると申しましたのは、理由は、今御指摘の恒常化を防ぐ、こういうこともございまして、けれども、一つは、日銀の最高責任者は政策委員でございます。だからそこへ出て話をするのは、やはり政府側の最高責任者である大臣が出るのが当然であるというふうな論議でございまして、BOE、イングランド銀行では総裁と大臣が会つ、こういうことになつておりましたし、ということでございます。

以上でございます。

○北側委員 終わります。

○額賀委員長 次に、谷口隆義君。

○谷口委員 新進党の谷口隆義でございます。本日は、参考人の皆様には、大変お忙しい中、御出席を賜りましてありがとうございます。

本日、日銀法の改正の質問をさせていただくわけでございますが、御存じのとおり日銀法は五十六年ぶりの改正でございます。その中の最大の眼目は、先ほど北側議員の質問の中にもございましたように、いわゆる日銀の独立性の問題だといふふうに認識いたしております。国際的にも通用する中央銀行、こういう観点で、独立性の問題と先ほどの透明性、こういう観点を外してはいけないというふうに考えております。

先ほど中北参考人のお話にもございましたように、イギリスの労働党はBOEの改革に乗り出すというふうなこともございまして、我が国の中央銀行が国際的にも十分通用する中央銀行であらなければいけないという観点でひとつ質問をさせていただきます。

私は、先日、大蔵委員会がありました折に質問をさせていただいたことをまた重ねて質問をさせていただきます。三回目までは問題はなかった。四回目、五回目に、マネーサプライが一三％増加したのに対してGDPが六％の増というところで大きな開きが出てきたということ、これが原因でパブルが生じたということでありまして、この四回目、五回目に公定歩合の引き下げは、政府が外交の一環として引き下げ要求をし、日銀が嫌々これを引き下げたものだ、こういうふうに元日銀理事の方がおっしゃっております。パブル発生の原因は、日銀が大蔵省に屈した形で公定歩合を引き下げた結果起こつたというふうにおっしゃつておるわけでございます。

このようにお聞きしまして、三木谷先生にお

聞きたいのですが、日銀の独立性でござい
す、今私が申し上げましたような政府、大蔵省と
日銀との関連における独立性について御見解をお
願いたしたいと思います。

○三木谷参考人 陳述の中に申しましたように、
今回の法案では、法的には金融政策の独立性が政
策委員会に決定できるような仕組みになっておる
というふうに考えます。ただ、あとは運用でそれ
だけ、これは金融政策決定についてでありませ
れども、やるかというところは重要であらう。いわ
ゆるフレームワークがあっても、それを動かすの
は人でありますから、その人が、どういう人が政
策委員になってやるかということは決定的に重要
である。

先ほど透明性の話がありましたけれども、現在
の日銀の体制でも透明性を高めようと思えばでき
るわけで、可及的に今からすぐでも透明性を高め
るようになるべきであらうというふうに思いま
す。

パブルのお話がありましたけれども、当時、
日銀マンの中にもこれはおかしいということを考
えた人はたくさんいたわけですが、ところが、私思
い出しすけれども、金融学会で日銀の方が報告
したときに、今、インフレでないと。つまり、物
価指数を見ているとインフレでなかった、株と
か地価は上がってきたけれども、これでいい
のかというの、この当時、金融学会で共通テー
マでやったときに、いや、それでいいんだとい
う話でありました、日銀の方は、ということ、
我々は大いに反論したのですけれども。

ということで、先ほど申しましたように物価の
安定、フロアのGNPデフレーターとか消費者物
価安定だけであるということになると、今言った
ように、物価は安定している、だからいいんだ、
こういうふうに悪用されることもあるので、私ど
もは通貨価値の安定ということを申し上げたわけ
であります。

以上でございます。
○谷口委員 そうしますと、今回の日銀法の法案

が成立した際には、私がさっき申し上げました、
失敗といえれば失敗、パブルが発生した原因が独立
性に問題があったというふうなことは阻止でき
る、阻止できるというふうなことは表現が悪いで
すが、そういうような率制的な働きができるとい
うようにお考えだと認識してよろしいのでしょ
うか。三木谷先生にお願します。

○三木谷参考人 神ならぬ身で保証はできません
けれども、できるだけ透明性を高め、いろいろな
方々、一般の国民を含めまして、学者、研究者あ
るいは国会の先生方の意見を大いに申し述べ得る
というふうな体制になれば、私はかなり阻止でき
るのではないかとこのように思っております。
○谷口委員 今、答弁の中に、日銀の目的が今回
物価の安定ということになっておるが、これは通
貨価値の安定ということに考えるべきであるとい
うような御発言がございました。

物価の安定といえますと国内物価が中心になる
わけでありまして、為替相場については、御存じ
のとおり今回は政府の専管事項というふうになっ
ております。先ほど先生のお話を聞いております
と、アメリカではFRBもできるしニューヨーク
連銀もできるというふうに、デュアルシステムと
いうのですか、先生が今おっしゃるのは、要する
に日銀も介入ができるようにすべきであるという
ように、私はそういうふうに受け取ったのです
が、これについて、利益相反が起こるから通貨価
値の安定とはしないというふうな意見があるわけ
でございます。これは答申の理由書でそのように
なっております。

私自身も、日銀も為替介入権を持つべきである
というように考えておるところでございますが、
通貨価値の安定ということになりますと、対外価
値も含めて、また資産価値も含めてというよ
うになるのだらうと思いますが、この点につい
て、先ほど福川参考人もそのようにおっしゃ
と触れておられたと思いますが、三木谷参考人ま
た福川参考人に、物価の安定ではなくて通貨価値
の安定というようにすべきだという意見に対し

て、御見解をお願いしたいと思います。
○福川参考人 中央銀行の目的と為替介入の点で
ございします。

もちろん通貨価値と申しますと、対内価値と対
外価値ということになるわけでありまして、その中
で、物価の点に關しては、この前のパブルの時
の経験もそうでしたけれども、比較的売却物
価は安定している、しかし土地とか株とかそ
ういう資産価値が非常に上がったと。こうい
うふうなときには、物価の安定というときにどう
いうふうな考えかというの、これは一つの問題でござ
いまして、したがって、これから日本銀行、中央銀
行が物価の安定を考える場合には、そういった資
産価値の動きについても十分配慮すべきというこ
とが中央銀行研究会においてもあるいは金融制度
調査会の中にも特に織り込まれているわけござ
います。

それで、為替の点でございしますが、物価は安定
していても、為替が例えば非常に投機的な動きを
するということは往々にしてあり得るわけござ
いまして、したがって、そのときに介入した場合
にまた別の、利益相反と今先生おっしゃいました
が、そういった状況が出てくることは考えられる
わけでございます。

しかもまた、諸外国においては、為替の安定と
いうことになりまして、G7の各国の政府が原則
として協調していく、こういうことに相なってい
るわけでございますし、為替介入は当局が市場に
対してシグナルを送るものでございまして、言っ
てみれば非常に一時的な危機管理に際しては
ということでございますので、私は、個人として
は二元的な介入よりは一元的な介入ということの
方が効果が大いではないかというふうに考え
ております。したがって、中央銀行研究会のとき
におきまして、為替介入はむしろ一元的な対応
が好ましいということに私は賛意を表した次第で
ございします。

○三木谷参考人 その目的のところの物価と通貨
価値の安定との二つでございしますけれども、

我々、通貨価値と言った場合には、フロアのGN
Pデフレーター、消費者物価というものは、その中に
国内での資産価格とそれから対外的な価値。それ
で中央銀行は何をすべきかというの、その中央
銀行の負債でありまして円通貨、円の価値を維持す
るということでありまして、だから、円は何も消費
財だけを買わなければならない、それは一番大きいわけ
ですけれども、買うわけではなくして、資産も買いま
すし、あるいは外国に行つて外国のものを買った
りあるいは旅行したりするということ、包括的
な通貨の価値というふうな述べたわけですが、もち
ろん我々としては国内のフロアの物価というのは
一番重要であるということでありまして。

それから、為替介入については、デュアルと申
しましたのは、先ほど一元化がいいということ、
私もその点は効果的という一元化がいいという
ふうに思いますがけれども、非常に激動します為替
市場で、機を逸せずに、いわゆる先ほど申し上げ
たスミージングオペレーションということをやろ
う、ある程度投機家の出ばなをくじくということ
も重要ではないかというふうに思っています。そう
いうときには、もちろん政府との密接な情報の交
換のもとに日本銀行のインシアティブで為替介入に
日銀も介入できるという余地を残しておく方がい
いのではないかとこのように思っています。

○谷口委員 これも三木谷先生がおっしゃって
いたと思いますが、為替介入の資金を政府短期証
券、FBで調達する。これは、市場で調達できな
い、非常に低金利ですから、政府の方はその方
がいいわけでございます。安易に調達できるとい
えば調達できるわけで、このような調達方式に対
して批判も多いわけでありまして。

一般の市場金利で調達したらどうかというよう
な話があるわけでございますが、これはもう今三
十兆を超えるような残高になっておるといふよう
なことでございますが、これは、まさにある意味
では、財政の下請化を日銀が請け負っている。そ
の日銀の収益は、先ほどおっしゃっていらつしや
いましたように、通貨発行益でありますね。先生

のお話を聞いておりますと、低金利の金利補給の分は、本来国民に帰属すべき通貨発行益を流用しているのではないかと、こういうような意見でございました。このあたりは、日銀の独立性の問題にもかかわることだと私は思っております。

こういうような財政の下請化と言われることをやはりやるべきではないのではないかと、こういうふうに思うわけでございますが、三木谷先生ばかり答えていただくのはあれなので、もう一回福川先生、中北先生お二人にお聞きいたします。

○福川参考人 今の御指摘は、外為証券などを日銀が引き受けるということで財政の下請化になるのではないかと、御指摘でございますが、今は確かに、ある程度この残高が増加はいたしております。

これが財政の規律をゆがめるのではないかと、御指摘があることはございますが、今までは、為替のいろいろな動きから見て、そういう形での介入資金が行われたわけであります。それから円高がずっと続いたのか、あるいはまた円安もあり得るのか、いろいろな要素がござります。

したがって、私は、特にこの外為証券の残高がある程度高まっている、これが根雪のようになっているという御指摘がござりますが、今のところ、それが財政の規律を損ねるというところまでにはまだ至っていないのではないかと、いうふうに考えております。

したがって、そういった財政の規律の問題というものは、これはいろいろこれから財政再建その他の過程の中で議論をされるべき問題だ、というふうに思っておりますが、今までのところ、この外為証券、短期で引き受けたものがあるために根雪になって財政の規律を損ねたとか、あるいはその場合に、日銀が財政の下請になつて、という弊害が出て、というふうには、私は考えておりません。

○中北参考人 私は、先ほど冒頭で、今のヨーロッパ、欧州では一つの標準ができて上がつておる、それにもういや応なくそろえていかざるを得

ないのがマーケットの論理だということを申し上げたつもりでございますが、今日Uでは、ほとんど例外なく政府の債務を中央銀行が引き受けることを禁止している。これが世界標準というのか、世界の大きい流れであります。

そのような流れの中で、今この問題がここで取り上げられるということは大変私は結構なことだと思ふのですが、これまでこの日銀法の改正の議論の中では、余りこの問題というのは表面に出てこなかった。

特に、一方で今財政再建の問題があるときに、財政法の歯どめという問題がクローズアップされているわけですが、特にこの短期の政府債務の引き受けという問題も、こちらの方もきちっと控をしていただかないと、一方で控をしてもこちらの方で全部筒抜けになつてしまふという問題があるのではないかと、いうふうには私は思っています。

それから、財政とのかかわりも出ますが、これもやはり今問題になっておりますように、一体実態はどうなつていっているのか、それは介入のときにはいろいろ事情はあるかもしれないが、事後にももう少しデイスクリューチャーをして、そして金額も非常に多いようでありまして、やはり規律というもの、その際のサイドから、法的にもデイスクリューチャーの面からも高めていく、それが行く行くは中央銀行の、先生おっしゃる独立性、そして透明性を高めていくゆえんではないかというふうには私は考えます。

○谷口委員 ありがとうございます。次に、佐伯参考人にお聞きしたいのですが、御存じのとおり、今ビッグバンが二〇〇一年三月を目途として進んでおりまして、順調にまいりますと来年の四月から外為法の自由化が始まる。そうしますと、銀行業界を取り巻く環境が大変厳しくなつてくる。先ほど市場のお話をされておりました

が、先日、大蔵省の証券局長が、市場をとるか業界をとるかといえ、私は市場をとりますというふうな発言があったと聞いております。そのように、極めて国際競争の中にさらされる、大変厳しい状況にある。

そういうふうな状況を踏まえて、九五年の七月に神原さんとサマーズさんが合意をした。これは、当時は急激な円高になつておりました、八十円を割るというふうな円高になつておりました。

それで、神原・サマーズさんのこの合意があった、その後、超低金利になつたわけでありまして、これがずっと続いておりました、ことしの七月にはもう二年になるわけで、もう一年半を過ぎた。極めて異常な金利がずっと続いておりました。

この超低金利が続いておる一つの原因は、金利を上げると、業界、我が国の産業界も大変厳しい状況にあるということもありますが、不良債権を抱えている金融機関の収益性が極めて悪くて、金融破綻が起こる可能性さえあるということで、先ほどブラザ合意の話をさせていただきましたが、それと質的には同じようなことになるのでしようか、影響を受けておるのではないかと、いうように巷間言われておるところでございます。

このような観点で、佐伯参考人、日銀の独立性ということについて一言御見解をお願いいたします。

○佐伯参考人 ただいまの御質問にお答えいたします。低金利政策は銀行の救済ではないかというふうなお話でございました。いろいろ御意見はあるかと思ひますが、私どもは、もう金利は自由化されております、金利水準自体は、したがってマクロの景気の動向とかあるいはさまざまな要因を反映して決まっております。いろいろ御意見を申し上げます。物価の安定を通じて国民にとってメリットがあるという面もあるわけでございまして、しかしながら一方では、先生が御指摘ございましたように、この金利によって被害をいいますか、低金利によって被害を受けておられる方がたくさんおられるというのは、大変心苦しい思ひはしております。ただ、日銀の独立性云々で、日銀が政府からあるいはそういう指示を受けて、こういう

金利が出て、というふうには私は解釈はしておりません。

大変僭越でございますが、以上でございます。○谷口委員 もう一点、佐伯参考人にお聞きしたいのですが、審査の問題でございます。日銀審査が、従来は法的根拠がなかったわけでありまして、今回は法的にも明確に打ち出されたということでございます。今、銀行業界では、日銀の審査と銀行局の検査と、まあ証取法に基づく監査法人の監査もありまして、検査と審査の間で、冒頭お話しなされたときに、負担の軽減ということをおっしゃいました。私もそのように思うわけでございまして、大蔵当局と日銀当局がお互いに調整をし合いながらやるべきではないかというように思っております。

また、今回、任意契約ということになつておりました、これは、そういう意味では必ずしもこの日銀審査を受ける必要がない、こういうふうに表面的には、表面的にはと申しますか、とらえられるわけでありまして、このような任意契約の件、また、今は日銀審査はある程度、三年に一遍であるとか五年に一遍であるとか、そういうサイクルでやられておるようでございますが、私は近年、ことし、来年あたりは大変厳しい状況になるのだからと思ひますが、そうすると、極めて弾力的に日銀審査も行わなければいけないのではないかと、いうふうに考えておりますが、このような観点について御見解をお願いいたします。

○佐伯参考人 ただいまの御質問にお答えいたします。幾つかありましたから抜けたら失礼でございますが、最初に、今度は任意になるから任意で結ばないところが出たらというお話がございましたけれども、私はそういうことを余り考えていません。たのめですが、そういうことをしたときに、じゃ、何といひますか、信用の面で自信があるから拒否したのか、それとも見られると困るから拒否したのかというふうなことで、非常に受け方が難しいのかなと思ひます。ちょっとただいまのその任意

の問題に対する対応についてはお答えを持っておきませんが、むしろ、契約を結ぶということ、どういふ審査を受けるかというその中身の問題が大事なんではないかというふうに思います。それから、期間の問題は、長い、短い、いろいろありますけれども、先ほども陳述の中で申し上げましたように、今後は、したがって、そういう検査あるいは審査の成績が高いところについてはインターバルを延ばすとか、低いところは回数をおよぼすとか、そういう形で解決をしていくものではないかなというふうに考えております。

○谷口委員 ありがとうございます。

もう時間が参りましたので最後の質問にしたいと思います。福川参考人にお聞きしたいのですが、先ほどお話をされていらつしやいましたように、中銀研に入つていらつしやうということでございます。中央銀行研究会のメンバーである、座長代理をなさっております。それで、これは金制調でございますが、金制調の議論の中で、これはマスコミにも出ておつたのですが、大蔵大臣による一般の監督権をめぐる議論では、多くの金制調の委員が監督権は不要という意見が出たのに對し、大蔵省側が、日銀は国会や内閣から完全に独立した存在ではあり得ないというような法律論を盾に押し切るなど、日銀の独立性をめぐって激しい綱引きが繰り広げられた、また、予算の認可権を廃止するかどうかという問題では、大蔵省が、廃止は憲法に違反するおそれがある、憲法改正まで踏み込むのかというようにやり返すなど、生々しい議論のやりとりがあったというように報道されているわけですが、中銀研においては、その議論の内容がちよつと私わからないのですが、どのようなやりとりがなされたのか、御見解と申しますか、そのような状況の報告をお願いしたいと思います。

〔委員長退席 保岡委員長代理着席〕
○福川参考人 今御指摘のような金融制度調査会での議論は私は承知をいたしておりますが、中央銀行研究会におきまして、政府と中央銀行との

関係をどのように考えるべきかという点は、確かにいろいろ議論がございました。しかし、大蔵省と日本銀行が中央銀行研究会の前でやり合うというような事態はございませんでした。むしろ委員の間で、どの程度が、どの辺が適当であるかというところが議論になったわけでありました。

その結果、私どもの方では、予算などについて公的なチェックが必要であるという形に一応意見を集約したわけでございますが、その際、例えば予算の認可などに關しまして、果たしてどういふ形が一番好ましいのかということでございます。しかし、この日本銀行という性格から考えて、先ほどの通貨発行権から収益が生ずるということから見れば、やはり何らかの公的チェックが要るだろう。それからまた、株式会社などと違つて、やはり経営の効率化という点から見ると何らかの形でのチェックが必要である。株式会社ですと株主総会等でチェックされるわけですが、こういう認可法人という形になります。そういう点について、このチェックの仕組みがやはり必要であるだろう、こういうことでございまして、この公的性格から見て、公的なチェックが必要であるということでございます。

それをどのように具体化するべきかという点については、むしろ金融制度調査会あるいはそれ以後の法案の審議にお任せをすることにして、私どもとしては、むしろ考え方としては何らかの公的チェックが必要であるということに集約をいたしました次第でございます。

○谷口委員 ありがとうございます。

これで質問を終わらせていただきます。

○保岡委員長代理 次に、川内博史君。

○川内委員 民主党の川内博史でございます。

本日は、大変にお忙しい中を参考人の皆様方には足をお運びをいたしまして、御意見をいただけたというところを、まず御礼を申し上げます。

私には二十分しか時間がございませんので、早速質問に入らせていただきます。

二十一世紀は、大変なグローバルコンペティション、最近片仮名の言葉がはやるわけですが、でも、あるいはメガコンペティションと言われておるようございまして、世界じゅうを企業やお金やらが有利な条件を求めて動き回るといふ時代になるようございまして。そういう意味では、日本銀行というものは、日本の国内においては唯一の中央銀行として競争相手がないわけではございませんけれども、しかし、グローバルなマーケットで考えますと、それぞれの国の中央銀行とそのマーケットからどのくらい信頼を受けているかという点において競争にさらされることになると思ふのです。そういう意味で、グローバルスタンダードが中央銀行にとつても大変に大事だという議論につながつていくのだというふうに思います。

最近、イギリスで政権交代がございまして、トニー・ブレアという大変に若い首相が誕生をしたわけでございますけれども、その誕生したばかりの新政府の大蔵大臣が、英国の大蔵大臣が、イングランド銀行に對して、金融政策委員会を設置して中央銀行の独立性をもつと高めなさいというふうに指示をしたということを聞いております。

今回の日銀法の改正によつて、日本の中央銀行がどの程度グローバルスタンダードに基づくようになったのか。独立性の問題とかいろいろな点が巷間指摘をされているわけでございますが、まず、どのように評価をされていらつしやるか、各参考人の方々にそれぞれ御意見を承ればというふうに思います。

○佐伯参考人 ただいまの御質問にお答えいたします。

大変難しい問題で、中央銀行の信頼度をどういふ尺度ではかるかというのはいろいろあるかと思ふますが、例えば金融政策決定の独立性あるいはプロセスの透明性、そういうもので各国の中央銀行を比べれば、あるいは同時に、金融政策が、金融機関への貸し出し等が選択的に行われていた時代から、公開市場操作といういわゆる市場参加者の取引を通じたマーケット調整ということで行われるようになっておる、そういう三つほどの面から見ますと、十分信頼度を持つて見られるのではないかなというふうに思います。

金本位制であれば金の量とかあるいは発行限度制ということでありますけれども、今回無制限になったわけですから、これで円の安定が図れるということが行われれば、まさに名実ともということになるのではないかと思います。

以上でございます。

○福川参考人 日銀の独立性を、諸外国の中央銀行の独立性のグローバルスタンダードから見ても考えておるかというお尋ねでございました。

私は、今回の措置を見ますと、必ずしもグローバルスタンダードというのできちつとしたものであるかどうかという点については、なかなか評価が分かれるところではあるかと思ふますが、日本のこれまでの憲法あるいは政治、行政のあり方から見ますと、今回とられた措置というのを見ますと、私は開かれた独立性を保障する上で大変な前進ではないかというふうに思つております。

引用なさいましたイングランド銀行ですが、御承知のように、金融政策委員会 マネタリー・ポリシー・カウンシルというものを設置いたしました。今まで金融政策に關します権限は大蔵大臣が持つておりましたものを、その委員会に移管する。そのほかいろいろ公開するというようなこととございまして、私は、全体として見ると、日本の今回のこの措置というのは、国際的に見て独立性の確保に遜色のない形のものになつてゐるのではないかなというふうに認識をいたしております。

○三木谷参考人 中央銀行も他国の中央銀行とグローバルスタンダードの上で競争する、まさにそういう時代になると私は思ふ。

今度の改正法案で具体的に申しますと、先ほどFBの話が出ましたが、これを市場金利で

借りていない、市場で流通しない、このことが私は東京金融市場の一つ大きな阻害要因になっているのではないかと考えます。もし自由化して流通すれば、円の通貨を持ちたいという諸外国もいるし、そういう外国の人もいると思います。そうすれば東京金融市場が非常に活性化します。それから利益というのは、多少政府が公定歩合より安い金利で借りている、わずかなと言ったら語弊があるかもしれませんが、その益よりも日本経済に対するベネフィットははるかに大きいのではないかと、いふに私は考えます。

それからもう一つは、余り規制をやりますと、今までもそうであったわけですが、日本の金融機関の金融イノベーションの熱意ですね、イニシアチブもたれないということになるという点であります。だから、今度の法案と比較すべきは、アメリカの連邦準備法とか新しいヨーロッパの中央銀行法、おっしゃるようにグローバルスタンダードと比較すべきであるというふうに考えます。

以上です。

○中北参考人 繰り返しになるかと思いますが、私ももうグローバルスタンダードの競争の時代に完全に入っているという認識でございます。

もしこちらの部屋に十人人間がいて、八人、九人がある基準を、一定の基準を任意で使い始めたら、そうしますと、残った一人、二人というのはもうそれで意思疎通ができないわけです。訴えることはできないわけです。そのような世界基準を競争を通じて競り合いたがっていくわけですが、そういう時代に入っているという認識ではないか、その点は先生の御指摘の通りだと思ひます。しかも、それは単にビジネスの世界だけではなくて、中央銀行もそして財政も競争し合う時代に入っているというところがまさに先生御指摘のとおりだといふふうに思っているわけでありまして。

ドイツの連銀は、これは世界で一番独立性が強いとごく最近まで言われてきたわけでありまして、あの欧州通貨当局は、これはまだまだいろいろ問題があるということでは注文をつけて法改正を要求したわけでありまして。その後、今回日本銀行のこの法案が改正されるわけですが、ちょうどこの審議の途中にブレアさんのイニシアチブのもとでこのような改革というのがまたイギリスの方で打ち上げられたということで、まさにもう競り合

いの競争に入っている。ですから、全く一国の事情だけで、独自の基準というのは、それは主張したいのはやまやまですが、それはオープンな基盤の上に立って独自性というのを主張する時代ではないか。それに勝ち抜けないものは、もうそれは競争の原理であって、そのみを主張するのであれば、私は、空洞化の時代に入ってしまう。

ですから、そのような観点で考えますと、政策委員会、その審議事項をオープンにするという点では私は大変な御努力と成果はあったと思ひますが、ほかの点に關しまして言うならば、まだ相当世界基準から開きがあるという認識であります。

○川内委員 大体四人の参考人の中で二対二に評価が分かれたのかなというふうに思っております。

実は、私は、一昨年ですか、皆様方に大変な御迷惑をおかけいたしました大和銀行に勤務していたことがございまして、ニューヨークに行くと言われたのを、僕はドメスチックな男なのでちょっと無理ですということでお断りをして、今こういうことをしているわけでございます。

銀行におりますと、偉い人たちは大蔵省さんやら日銀の方々に大変な御迷惑をございましてね、やれ大蔵省の検査が入るとか、あるいは日銀の審査が入るとか。私は、集金かばんを持ってお客さんのところへ行って、札勘定をばして、あるいはいろいろな資産の運用の相談に乗って忙しいのに、何でそんな大蔵省向けの書類をつくらなきゃいけないのか、あるいは日銀向けの書類をつくらなきゃいけないのか。まだ大変なやつたです。事情が全然わからずに、そういう不満を持っていたわけでは

今回の日銀法の改正を見ておりまして、結局、財政と金融を分離すると言いがら、しかし大蔵省のある程度の関与が残る。最終的に金融政策についてだれが責任をとるのかという点に關して非常にわかりにくい部分が残ってしまったというのではないかなという気がするので、金融政策がもし失敗した場合にだれが責任をとるのか。

多分、大蔵省は、それは政策委員会が間違っておったんだと言うでしょうし、日銀の政策委員会の方にしてみれば、いや、大蔵省さんも総企庁さんも政策委員会に出ているじゃないですかという言い方で、お互いに責任逃れをするのであります。

やはり、わかりやすいという意味では、最終的な責任の所在をどこに置くかということが一番大事だと思ひます。この点に關して、もう一度、各参考人の方々にそれぞれ御所見をいただければと思ひます。

○佐伯参考人 ただいまの御質問の答えになるかならないか、ならないかもしれませんが、責任の意味でございまして、責任をとる段階ではもう既に結果が出ているということで、恐らくとりようがないといひます。

ですから、その決定をする過程、あるいは結論を出す段階をはっきり表に出して、それでマーケットの評価を仰ぐという形が今回の日銀法の趣旨ではないかと思ひます。責任のとり方というのはそういうことではないかと思ひます。

○福川参考人 金融政策の責任は、私は、中央銀行と申しますと、日本銀行がとるべきものだといふふうに考えております。

うかと思ひますが、私は、金融政策が例えば失敗したとかいうような問題がもし起こった場合には、日銀の政策委員会の決定、あるいはまたそれを実行いたします中央銀行そのものが責任をとるべきものだといふふうに思っております。

そのためには、今回の改正案が仮に成立いたしました時にどういう形で日本銀行がこの法律を執行していくのか、運用の問題が非常に重要になってくるように思ひます。したがって、こういう新しい改正案がうまく運用できて、グローバルスタンダードに沿った信託をグローバルマーケットから得られるかどうかという点については、私は、これからの運用にかかっている面がかなりまだあるといふふうに思っております。

○三木谷参考人 難しい問題でございましてけれども、アメリカでは、御存じのように、FED、連邦準備のボードのメンバーは大統領が任命する、ボードの責任は国民に対してある、それは議会通过して責任をとると明瞭に規定してございまして、それがチェック・アンド・バランスになっているわけでは

それから、イギリスの場合には、私は専門家でございましてせんけれども、議院内閣制、日本にやや似ております。今度の五月六日のブレアのレターにもございまして、BOE、イングランド銀行に対して、議院内閣制のものと政府がゴールを与える、インフレ率を何ぼでやれ、こういう任務を与える、それを達成できないときには、それはBOE、イングランド銀行の責任である、こうなるわけでありまして。

日本の場合はどうか。それを類推いたしますと、政策委員は政府が任命するわけでは、しかし、インフレ率を何ぼにせよとか、そういう細かいことはやってもらえないわけでは、しかし、金融政策に失敗をする、そういう失敗をした政策委員を選んだという責任は、それを任命した政府にあるといふふうに私は考えます。

私は経済をやっておりますとして法律はわかりませんけれども、常識で考えますとそういうことになる

のではないかとというふうに考えます。
○中北参考人 だれが責任をとるかという川内先生の御質問、これは最も重要な御質問だというふうに私も思います。

言葉は大変悪いのですが、首をとれば責任をとった、とらせたという議論、私は、もうこのコンテラストではないというふうにはつきり申し上げたいというふうに思います。

問題は、やはり、その任に当たった当事者が、そこで集められる情報を誠心誠意、精いっぱい分析をして、そして透明性を維持しながら国民との情報開示の中で精いっぱい政策を行う。しかし、その結果、もし遅延く政策の失敗が起きたとしても、それは、事後において、その開示された情報なりデータなり意見を通して客観的にチェックできる、さかのぼることができるといことが私はキーポイントだというふうに思っております。

客観的にチェックできるからこそ、自分たちの失敗を率直に認めて、プロフェッショナルが理論をまた膨らみ、また反省点を具体的に指摘し、システムの改善を行う。このようなフィードバックを行うことが、私は、これこそ歴史、そして社会の進歩ではないかというふうに思うわけであります。

冒頭に申し上げましたように、プロであるセントラルバンクにぜひ頑張ってもらいたいというふうに私は思いますが、だからといって絶対に失敗しないとは私も全く思っておりません。問題は、失敗したとき、それが率直に開示されていて、全知全能を傾けながらいろいろ改善努力をしていくという点ではないかというふうに思います。

簡単に言いますと、今はやりの言葉ですが、コーポレートガバナンス。日本銀行も基本的には民間の金融機関です。ここは普通、株主総会はありませんので、変則的ですが、民意を代表している方、つまり国会を通してこのコーポレートガバナンスを貫徹していただくという

が、開かれた日銀、そして中央銀行の独立性の議論の本質ではないかというふうに私は思っております。

その意味で、早急にこの国会に格式の高い金融委員会を設けていただいて、そして日銀の当事者との間で大変詰めた議論を、しかし、それは別に法的に強制するという話では必ずしもなくて、実質的な議論をしていただいて、国民に情報生産をしていただきたいというふうに私は思っております。

○川内委員 時間が参りましたので、ここまでとさせていただきます。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

大変貴重な御意見を先ほどから賜っておりますので、本当にありがとうございます。十分間ですので、端的にいろいろと御質問させていただきます。

現行の日銀法は、戦時体制下、昭和十七年、一九四二年に制定されたものでありまして、その手本になったのが、当時のナチス・ドイツのライヒスバンク法というものでありまして、大変戦時立法的な色彩が濃厚なものでございます。したがって、これが戦後長い間放置されてきた、このことが現在問われているというふうに思うわけでございます。

この改正は当然でありまして、その眼目は、やはり政府、大蔵省からの自立性、独立性をどのように確立していくか、こういうところにあるのだらうというふうに思います。それは、戦後の日本の金融政策の中で、大蔵省あるいは政府からのさまざまな干渉のもとで、日銀の専断事項でありまして、そのことが日本経済の健全な発展にとってマイナスの影響を受けた、こういう体験上から

も、その自立性、独立性というものが非常に重要だというふうに思うわけであります。

そこで、各参考人にまずお聞きをしたいわけですが、五年ほど前に世界銀行が、エコノミックレベニューの中で、政府からの独立性の順位を出したことがございまして、この中で、二十一の先進国中で日本の順位は十九番目、下から三番目であった、このように評価されたことがございまして。

政府から出されました今回の日銀法改正案、この案によってどの程度の順位まで上がるものか、この点について、それぞれ、これは個人的な御見解で結構ですが、ぜひお聞かせをいただきたいと思っております。

〔保岡委員長代理退席、坂井委員長代理着席〕

○佐伯参考人 私は、その調査自身をちょっと記憶しておりませんので何とも申し上げられないのですが、だから順位が何位という数字では申し上げられませんが、今回の日銀法の法改正で、中央銀行研究会報告や金融制度調査会答申に述べられておりますように、金融政策の独立性、それから政策運営の透明性の確保という点に重点が置かれて、これはイギリスあるいはドイツ、アメリカ並みに上がったというふうに認識しております。

それからまた、人事、予算の独立性も強化されておりますので、アメリカ、イギリスが何位にありますが、知りませんが、恐らくそれと同じぐらいの地位にあるのではないかとこのように考えております。

○福川参考人 私も、この十九位が何位に上がるかという点については確たる数字を申し上げる立場にはございませんが、私は、今回かなり改善をするのではないかとこのように思っております。その場合に、制度として私はグローバルスタンダードに即したものであると思っておりますが、これからこれを本当に実際に運用をしていく場合に、金融政策もいろいろな局面を総合的に判断を

していかねばならないわけでございますし、これを本当に突のあるものにしていくのには、今後の運用の面にかかっているところがあるということでございます。

したがって、制度から見ると私はグローバルスタンダードにきていると思えますが、それが本当に何位になるかはこれからの日銀の決意と努力によるところが大きいと思っております。

○三木谷参考人 独立性インデックスということだと思っております。学者の方で、多分これはサマーズがやったと思っております。そのほかにも幾つかこういう研究がございまして、日本はかなり下でありましたが、そういうインデックスをつくる場合に法律上のことを中心にやりますので、多分かなり上がるのではないかと。先ほどお話がございましたけれども、やはり実際に運用してどうなるかということは、またこれも一つの別の問題でございますので、そちらの方に期待したいと思っております。

ただ、任期も一つの要素になっておりますけれども、任期については、五年というのは私はやや短いのではないかと、やはり七、八年の方がいいのではないかと。短い方がいいという御意見も先生方の中にあるかと聞いておりますけれども、そういうことだと思っております。

○中北参考人 佐々木先生のただいまの御質問に対しては、後で資料を、アカデミックな論文等のコピー及びサマリーを、可能でしたら委員会を通じてお出しさせていただきたいというふうに思います。

ポイントは、くだいようですが、抜きつ抜かれの時代に入っている、その点であるという点。もう一点は、この日銀法改正をしていただく流れの中で、実は静かに哲学の大転換が今起きているのではないかと。つまり、先生は先ほど昭和十七年とおっしゃったわけですが、私どもの野口悠紀雄先生がおっしゃるように、昭和十七年体制からの決別というものがまさにここでシンボリックに行われているということではないかというふうに思

います。

ですから、これまでは、よくも悪くも、考え方は、金融、財政は一体なんだ、これがいいという考え方で経済学者も含めて来たわけですが、時代が非常に流れが変わってきて、やはり日本も、政府も含めて、もっと開かれていく時代だ、その一歩として中央銀行が財政当局からすっかり独立する、そういう観点がやはり重要ではないかというふうに思っています。そのような位置づけの中でこの問題を探っていくことだというふうに思っています。

○佐々木憲委員　もう時間も余りありませんので、三木谷先生と中北先生にお伺いをいたします。

日銀に対する内閣の関与の問題でありますけれども、先ほど憲法六十五条との関連で御見解をお聞かせいただきました。人事と予算を内閣が握るのが最低限必要であるという議論もあると思えますけれども、今回、学者グループの三木谷先生のところでお出しになりましたこの意見書の内容を拝見いたしますと、人事の面で政策委員会委員と総裁の任命権を内閣が保有すれば違憲の問題はない、こういうふうな御見解であるというふうに読ませていただきましたが、この点について、つまり、憲法上完全な独立はあり得ないということも私もそのとおりだと思いますが、日銀をぎりぎり最大限独立させようとするならば、その限度はどの程度、どこにあるのか、この点についてぜひ御見解をお聞かせいただきたいと思えます。

○三木谷参考人　甚だ残念でありますけれども、私は経済学の方を勉強しまして、法律が嫌いなもので経済学部に行きましたので、憲法上、法律上どこまで自由にすれば合憲であるかということは私にはわかりませんので、ぜひ、その問題を先生方のインシニアチブで明らかにすることは重要ではないかというふうに思っています。

というのは、この問題は、アメリカで歴史的に、合憲かどうかというのが十八世紀、十九世紀に議論されました。つまり、バンキングの許可権、監督権というのは、政府が持つのかも少し

州がいいのかということも裁判所で争われました。それから、ドイツも御存じのようにこの前、欧州通貨同盟に加入するために、合憲かどうかは議論されましたので、ぜひ議論をしていただきたいというふうに思っています。

○中北参考人　私も、今、三木谷先生おっしゃいましたように、その中身、サブスタンスそのものも重要ですが、やはりそれを議論していく過程が極めて重要だというふうに思っております。

つまり、一言で言いますと、私は経済学者の立場であります。しかし、今回のこの法改正の手順を見ておきますと、キーポイント、つまり憲法の解釈はやはり国民がつくっていくことだというふうに強く感じました。政府から独立することの問題を政府の中で議論していても、私は、はっきり言ってちがいが明かないというふうに思っているわけでありまして、やはり外へ出てきてきちっとした形で議論していただきたい。特に、はっきり申しますと、内閣法制局というのは一つの立場であつて、必ずしもそれが国民全体の有権的な解釈を決定するものではないのではないだろうかという声が大変強くなつてきております。

そのような時代に、開かれた中央銀行ということとを掲げながら、しかし、中央銀行研究会、そして金融制度調査会での議論が、国民が十分その議論の中身を追跡できないまま静かに密室の中で行われて、それで出てきたものが非常に国民の多くの考へていたものと違っているのではないかとという声もかなり出たことは事実ではないかというふうに思うわけでありまして、

そのように考えますと、私は、そういった問題を議論していくプロセスこそ重要であるというふうに思っています。

あと一点つけ加えますと、中央銀行の金融政策に関しては、アメリカといえどもかなり情報開示が進んでいる。一定の期間が置かれますと開示されます。それから、もっと開示されるのはいわゆる金融行政でして、レギュレーションズというのをつくる際には、外国銀行も含めて、全部、ド

ラフト、案を関係者が平等に見られるような形で意見、コメントを聴取して、そして公開の場でつくっていく。そういう手続こそ重要ではないかというふうに私は考へております。

○佐々木(憲)委員　時間が参りましたので終わります。ありがとうございます。

○坂井委員長代理　次に、吉田公一君。

○吉田(公)委員　太陽党の吉田公一でございます。先ほど来からお話がありますように、今度の日銀法改正のポイント、独立と透明性ということでございます。したがって、独立性を強く求められれば求められるほど、日銀の社会的な責任、そしてまた、透明性を通じて信頼を得なければならぬということとは当然だと思つて行われております。特に、今日、低金利政策が行われ

た問題ではありませんが、国民一人一人にとりましては金利というのは大事になってくるわけでありまして、

そういうときに、国民生活の安定ということが日銀の大きな目的の一つであります。片方、個人にとりましては約一千二百兆円という個人資産が各金融機関に預金をされている。したがって、金利が下がるといことは国民生活にとつても大事なことです。また、社会問題化いたしております老後の生活にとつても大事な話。その低金利政策を、例えば、低金利政策というのはもう今の経済状況に合わないというときに、日銀の専決事項ということで退けられてしまふということについて、いわゆる日銀の自主能力といふか、そういうものを維持していくのは結構なものですけれども、サジェスチョンを与えるような、助言を与えるような、そういう機会といふものは持つていなければならぬ、こう思うのであります。民間の金融機関のお立場であります佐伯会長さんは、その点、どういうふうにお考へてございますか。

そしてまた、金融機関の社会的な責任というも

のも重要になってまいります。特に、住宅問題等で金融機関の社会的な責任ということが強く問われたわけでありまして、その点について佐伯参考人さんにお尋ねをしたい、そう思っているわけですが、

○佐伯参考人　ただいまの御質問、二つほどあったと思いますが、お答えいたします。

最初の、金利を引き上げようという状況になっているのに低金利に抑えられているという状況のこととでございましてけれども、現在の景気の状況、今さら釈迦に説法になりますが、民需を中心にした回復基調にはあるということとでございまして、でも、そのテンポはなお緩やかだということ、したがって景気の押し下げ要因もある。そういう状況の中で、いわゆる状況判断して今の金利が設定されていることだろうというふうに思っております。

金利をいろいろ判断して上げたり下げたりということは、今度の政策委員の仕事にもなるのでありまして、そこに政府からの出席者の要請あるいは提案というふうなことも担保されておりますから、そういう形で行われるのではないかとこのように思っています。

それから、社会的責任と言われますと非常に大きな話になるわけですが、金融機関はこのところ、大変なパブブルの中でいろいろ皆さんに御迷惑をおかけいたしましたし、反省もしております。金融機関の使命というのは、預金あるいは融資だけではなくて、銀行業務を通じてお取引先のお役に立つ、あるいは株主、従業員に報いる、それによって国民経済に貢献するということであるというふうに思っております。

ビッグバンを控えて大競争の時代にこれから入るわけでございますけれども、御利用いただける金融機関となるといふことで、先生御指摘のとおり、これまで以上にお客様の支持を得なくてはならないというふうに考へている次第でございます。

大変大きな問題を指摘されて、社会的責任

というのはいまだたくさん申し上げることはございませうけれども、今回の全銀協会長に就任のときにも、そういう意味で、我々の方針として、一つは信託の回復、それから一つは現在進められてある金融改革の積極的な推進という二つの柱で日本の金融界の信頼を回復していこうということをお願いしております。銀行協会全体としても、あるいは個別行としても、そういう精神でやってくつてもいいと思います。御指摘ありがとうございます。

○吉田(公)委員 次に、先ほど来から日銀の独立性について、予算として政策、そして最も大事なことは人事ということだと思っておりますが、私は人事について、どうも大蔵省の事務次官をやった方が何となく慣例で交代でやっているような気がしてならない。ますます独立性が強まると社会的責任を日銀独自が負わなければならないというときに、そういう、世間が見ておつて何となしく順着人事のような、今度は大蔵省の番だ、次が生え抜きの日銀マンの番だ、そういうような順送り人事みたいなものは改めなければいけない、こう思うのであります。

そこで、そういうような長年の慣習をやはり断ち切らなければいけないと思つておりますが、日銀法そのものも戦後の統制経済的な日銀法を改めるわけでありまして、そういう人事面も改めなければいけません。もう一つ、三木先生と中北先生の御感想をお聞かせただければありがたい、こう思います。

○三木谷参考人 先ほどちょっとお答えいたしましたけれども、大蔵省に限りませんけれども、政府のいわゆる元高級官僚と言われるOBの方が委員になられる、それを禁止するというのが問題であるかと私は思ひますけれども、しかし、これは事実上やはり、現職の場合にそういうふうにしてあるわけですから、法的に縛るというのが問題であるならば、何らかの意味で、慣習法と言つてはおかしいのですけれども、内規とかいうようなこ

とで自制すべきだろうというふうに思います。先ほど申しましたように、海外では、比較的若い時期に、政府、財務省とか大蔵省から中央銀行に移されるケースはアメリカでもイギリスでもありましたけれども、そういう人は中央銀行マンとしてむしろ強力な中央銀行マンになったという方もおられるわけなんです。しかしそういうことが日本でも期待できるかどうか。日本の雇用とか社会のいろいろな考え方がございまして問題がございまして、その点は、今までは透明度を高めたいようにすべきであるというふうに思います。

○中北参考人 ただいま吉田先生の御指摘が、たまたま、私もこれから日銀の任務というのは重大だ、重いというふうに思っています。そのような意味で、これから荒波にござい出して、そしてまたなればならないという点、果たして心構えは大丈夫なのか。しかし、だからその外部の環境を変えて制度も変えるのだというのが今度の趣旨ではないか。そのような意味で、やはりこれから内部改革をしていくこと、それからマーケットにもっと軸足のついた機構ということも重要ではないか。オープンマーケットをもっと重視しなければならぬ。銀行と銀行だけのインダーバンクという、ある意味ではごそごそしたところだけで金融調節しているというのは、もう一千二百兆円の時代にどうもそぐわないのではないかと、このように私は思います。

それから、今御指摘の人事ですが、これもいろいろな屈折があつて、どうやら内部では十年ごとに、何か純粋培養した人事系統というのを勝手につくつておるようですので、その点、霞が関ではまだ抜きつ抜かれつ最後までやっています。こういう流れでやはり能力というの、創意工夫というの出てくると思つて、そういう面で大いにとりかかると、そして期待というのまた大いにとりかかると思ひます。

○吉田(公)委員 最後に福川参考人にお尋ねしたいのでございますが、福川参考人には中央銀行研究

究会のメンバーでいらつしたということでございますが、本来、中央銀行研究会の審議等については公開をするというお話であつたようでございます。したがって、中央銀行研究会で一番議論になった点は何だったのでしょうか。

○福川参考人 何が一番議論になったかというお話ですが、私もいろいろ冒頭に申し上げましたが、一つは、日銀の中央銀行としての目的の明確化を図るということでございますし、それから、開かれた独立性はどういう形で確保できるであろうかというところも問題でございまして、それから、その一環として政策委員会の強化をどうすべきかということもございました。

特に、今も選任の点についての御指摘がございましたが、そういうことも含めて、政策委員会の強化をどのようにしたいかということ。それからもう一つは、開かれた独立性を確保する中で、しかし政府の経済政策との関連、整合性を保つという意味で、どういう形で政府の経済政策と日銀の金融政策との間を関連づけていく仕組みがいかにかというところが議論になりました。

もちろんそのほかにも、例えば国際金融業務の取り扱ひであるとか、あるいは日銀の検査と大蔵省の検査とか、あるいは予算チェック等々がございしましたが、特に一番重要であつたのは、先ほど申しました四点、目的の明確化と開かれた独立性の確保、政策委員会の強化、政府と日銀の政策の整合性、ここらあたりが一番大きな議論になった点でございます。

○吉田(公)委員 どうもありがとうございます。質問を終わります。○坂井委員長代理 それでは、参考人に対する質疑はこれで終了したいと思います。御多用のところ、御出席の上、貴重な御意見を述べただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして、厚く御礼を申し上げます。

この際、暫時休憩いたします。
午後零時三十四分休憩

午後二時二十四分開議
○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き、内閣提出、日本銀行法案を議題とし、政府に対する質疑を行います。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中野正志君。

○中野(正)委員 自民党の中野正志でございます。七、八点はどお伺いをさせていただきますかと思ひます。

平成八年六月に、我が連立与党大蔵省改革プロジェクトチームは日銀法改正を含む金融行政の改革案をまとめて本総理に提出いたしました。日銀のあり方を本質的に見直し、独立性の強化を図る必要がある、国会に対する報告、説明等その責任を明確にする必要がある、政策委員会のあり方、選任などの見直し、そして日銀検査、日銀特融のあり方を明確にする、国際金融に於いて日銀の果たすべき役割と責任について検討する、政府との政策調整の仕組みを整備する必要がある等々、八項目でありました。今回の日銀法改正案はおおむねその八項目を網羅しておられる、ただ、役員任期と、あるいは法人格を除けば与党内の議論も相応に踏まえておられる、そんな気持ちを持っております。五七年から六〇年にかけて金融制度調査会で改正の議論、審議が行われて、結果的には見送りをされたという経緯がありますから、五十五年ぶりの改正ということになるのかなと。

まず、午前中もいろいろ参考人の質疑がございましたけれども、日銀の独立性ということについて質問させていただきたいと思ひます。
現行の日銀法、確かに一つ一つの条文を見させていただきますと、日銀の独立性あるいは中立性ということについて法的には担保されておらな

い。内閣及び大蔵大臣は日銀に対し解任権、業務命令権を持つという事を明記されておるわけであり、当時の国家総動員法立法趣旨からすれば当然かとも思いますが。

今回、内閣、大蔵大臣の日銀に対する介入権を日銀法から削除したということは、大変結構なことだと思ひます。解任権、削除されております。業務命令権、これは政府の財政政策と日銀の金融政策に統一性がとれないと非効率だということとで、第十九条で金融調節事項を議事とする会議に出席する、あるいは議案提出権の付与を認めようか、そういうことで業務命令権は削除。午前中もありましたけれども、緩やかな中立性、相対的独立性が法的に担保されていると私は率直に評価をいたします。午前の福田伸次参考人の御意見も全く同じでありました。

ところが、きょうまでの議論の中で、いかにも日銀に絶対的な独立性を付与させるべきがごとの御意見もありましたけれども、私はそれはおかしい。私たちの国は議院内閣制、まして三権分立制でありますから、第四の権力を認めるようなことになりましたのでは全く適切ではないと考えております。日銀總裁の所感をお伺いをしたいと思います。

○松下参考人 今回の法改正によりまして、独立性及び透明性という考え方を軸として新しい中央銀行制度が整えられますという、日本銀行としまして、自己改革を進めながら、与えられた使命を達成していく上で大きな力になるものと考えております。

御質問の独立性という点に關しましては、日銀が市場からの信託を得て金融政策を遂行してまいりますためには、金融政策に關する独立性が制度的にも担保されていることが重要でございますが、同時にまた、日本銀行が国会や政府から完全に独立した存在ではあり得ないということも、それは当然のことでございます。この点、今回の日銀法改正案では、日銀と政府との關係に關しまし

て、業務命令権や役員解任権の廃止によって独立性を明確にされる一方で、政府による役員任命権保持、政策運営に当たつての政府との十分な意思疎通の確保、また政策委員会への政府の出席権、議案提出権、議決の延期請求権などの規定を置いておられます。

また、国会との關係につきましても、政策委員会構成メンバーの人事につきましてもはすべて両議院の同意を要することとされたこと、現在年一回とされております政策委員会からの報告書提出を年二回に充実すべきこととしたほか、国会から求められた場合の出席義務につきましても明文の規定が置かれております。

このように、日銀が国民やマーケットから信託を得て政策を運営していくためには、個々の政策判断についての責任の所在を明確にするという意味での独立性を高めることが重要でございますが、同時に政策運営の透明性を高め、国民や国会に對して説明責任を十分果たしていくことが求められております。日銀といたしまして、この点は強く自覚していかなければならないと認識をしております。

○中野(正)委員 總裁と同じ認識を持たせていただいたということは幸いです。ぜひそんな形で御検討いただかなければなりません。

ところで、日銀の独立性そして責任の強化とともに、やはり私たちが議論しなければなりませんのは、日銀の独善性のチェックも必要だということになるかと思ひます。そういう意味で、その一つが政策委員会ということになるわけでもあります。

ただ、現在までの政策委員会は追認機関とやゆされる向きもあります。正直なところでありま。確かに、委員選任のあり方とか日銀の理事会や大蔵省との關係が不明確だ、言つてみればレーゾンドートルが定かならず、こうも指摘されるわけでありまして、今回十四条以下の政策委員会の条文を検証いたしますと、そういう意味では日銀の最高意思決定機関、政策委員会の役割また重大

性ははつきり感じられるな、まして議事録も公表ということでありま。大変よろしいかと思ひます。

審議委員合計九人、日銀總裁、副總裁、三人を除けば、言つてみれば政治的な任用、これが六人だ。第二十三条で「経済又は金融に關して高い識見を有する者その他の学識経験のある者」として、外部からのチェックの仕組みが担保されているなと思つております。また同時に、先ほど述べましたけれども、政府の議案提出権の付与ということ、日銀の独立的判断が独善にならないように法的に監視、牽制されることは理解をいたしております。また五十四条で、国会への出席、報告ということがありますから幸いです。

そういう意味での日銀の独善性のチェックという私の認識で正しいかどうか、副大臣、御所見をお伺いをいたしたいと思ひます。

○中村(正)政府委員 委員御指摘の独善性かどうかという判断ということもあるかもしれませんが、けれども、やはり何のための独立性かということ、常に私は考えてみた方がいいと思つてわけでありま。それは、先日も答弁させていただきましたけれども、国民経済の健全な発展に資するために物価の安定を図ることが日銀の使命でありまして、そのためにいろいろなバイアスと申しましようか、インフレ助長的な政策とかそういうものを排して、公益のために一番正しいと思われる金融政策を決めるということ、独立性が確保されなければならぬということであると思ひます。

その独立性は確保されなければならないけれども、委員御指摘のとおり、我が国の憲法そして議院内閣制の中では、国会、行政機関から遊離した行政を行うところはあり得ないわけでありま。それから、そこで各国、いろいろ苦勞して法律をつくつてやっているとありますが、今度の法律におきましては、日銀が行う通貨及び金融調節が政府の経済政策の一環をなすものであることという規定がございます。それを踏まえて、政府の経済政

策の基本方針と整合性を持つように常に調整をとりながら行なうことであるから、私は独善的なことは起こらないであらうというふうに感じております。

また、議員御指摘になりましたとおり、国会に對するアカウンタビリティーというものは、現行法では規定がないわけでありま。けれども、今度の法律では、日銀總裁の出席義務から、いろいろのものが規定されておるわけでありま。この決め方に、例えばフランスにおけるように、フランスの中央銀行というのは、政府の基本的な経済政策の枠の中で政策決定をするということが規定されている。ドイツの場合は、一般的な政府の経済政策を支持する義務がある上でもってドイツの中央銀行は働く。

我が国の、今提出させていただきます法律案では、政府の経済政策の一環であることを踏まえて政府と調整をとれということとでございます。そういうことに対するいろいろな条文が、委員御指摘なされたところあるわけでありまして、それで最後は国会に對するアカウンタビリティーということでありまして、独善的なことがこの法律で起こるということはないと私は思つております。

○中野(正)委員 三つ目、御質問申し上げますが、金融秩序の維持に對しての日銀の役割の明確化についてであります。

日銀、調査局を持ちます。民間金融機関との個別契約に基づいて、法的強制力のない銀行検査を行つていくことになるわけでありま。私も連立与党の議論の中でも、日銀検査に法的根拠を与えるべきだ、こういう議論が続いておりました。第四十四条で示されていることは大変幸いです。しかも、金融機関の事務負担にまで気配りをされております。

これもいろいろ議論はありましたが、金融機関の監督検査は、現在銀行局、近い将来は新設予定の金融監督庁が担当するのだ。言つてみればレフェリー機能だ、レフェリーだ。そして、金融機関の經營の管理、指導は日銀と預金保険機構

が担当しますよ。言ってみればコーチ機能だ、コーチだ。そういうことでよろしいと私たちも考えております。

実はこの委員会でも、金融に関する権限は日銀に集中させる、あるいは二重行政だ、そういう話もあったのでありますけれども、私は、むしろ複数の監視機関によって相互牽制体制が強化される、また金融秩序の安定性は逆に確かなるを増す、こう考えておるのでありますけれども、日銀総裁の所見を求めたいと思います。

○松下参考人 日銀の調査は、日銀が民間金融機関に対して資金供与を行う際の金融機関の経営の実態把握という役割のほか、決済システムの円滑、安定的な運行といった中央銀行としての役割を果たしてまいりましたために必要不可欠な機能であると考えております。今回の改正案におきましてこうした調査が法律上規定されましたことは、日本銀行の業務内容の明確化に資するものであり、意義深いことであると評価をいたしております。

思いますのに、金融業務や金融取引が一層高度化、複雑化する中で、金融システムの安定を維持してまいりますためには、まさに行政当局と中央銀行等が、それぞれの本来的な性格に基づきまして役割と責任を分担しながら協力をすることが望ましいと考えております。日銀としましては、金融システムの安定性確保のために、引き続き政府、預金保険機構などと連携を深めてまいる考えでございます。

○中野(正)委員 まさにそのとおりだと思えます。関連していえば、第五十六条の「違法行為等の是正」、これは削除すべきだという論も実はありましたが、私は、やはりこれはあるべきだと考えております。今から四年ぐらい前だったでしょうか、三菱銀行やら富士銀行の日銀の調査資料が漏えいした。言ってみれば守秘義務違反ということになると思いますけれども、マスコミでも大々的に報道されましたし、そういう意味では、

この五十六条は当然の条項だと思えますけれども、いかがでございますか。

○松下参考人 今回の制度改正におきまして、政府の日銀に対する監督の問題をどう考えるかという点につきましては、日銀の場合には、金融政策運営上の独立性が強く求められるという中央銀行の独特の要請がありまことと、また制度的にも、政策委員会という国会の同意を得て内閣が任命される重い手続で選任された委員から成る合議制の機関がありまことと、国会に対しまして直接説明を行う責任を担うことが求められていることなど、ほかの公的組織には見られない特質も考慮する必要があることから、このような点を念頭に置きながら、政府との適切な関係が制度化されるということが適当であると考えてまいりましたところでございます。

この点、改正法案におきましては、金融制度調査会等での議論を踏まえまして、主務大臣の広範な業務命令や立入検査権、日本銀行監理官制度というものを廃止した上で、監督の対象を法令、定款違反、すなわち適法性のチェックということに限定をされまして、大蔵大臣は、違法状態の是正を命令するのではなくて是正を求めるということにとどまると、政策委員会自身が必要な措置を講ずることとするといったような工夫が講ぜられております。また、こうした個々の規定の運用に関する一般的な指針としまして、「総則」の中には「この法律の運用に当たっては、日本銀行の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない」という規定もございします。

このように、違法行為の是正等に関する改正法案の内容は必要最小限度のものにとどめられておりまして、日銀の自主的な業務、組織運営に関する十分な配慮がなされているものと受けとめております。

○中野(正)委員 必要最小限、また十分な配慮ということでありまことと、同じ認識だと思えます。ついでにいえば、第五十一条で経費の予算の条

項が定められております。現行では大蔵大臣の認可というだけでありまことと、改正案では、経費の予算を認可することが適当ではないとする「大蔵大臣に対し意見を述べ、又は必要に応じ当該意見を公表することが出来る」とあります。そういう意味で、大蔵大臣の認可が必要なしとの意見もこの場で交わされておりますけれども、この部分について、日銀にとって不都合なのか、お伺いいたしておきたいと思えます。

○松下参考人 予算の公的チェックに当たりましては、中銀研の報告書や金融制度調査会答申におきましても、金融政策の独立性及び運営の自主性が担保されるように配慮することが必要とされております。

経費予算の認可につきましては、それ自体が、公定歩合操作を初めとします金融政策の判断に直ちに影響を及ぼすというわけのものではないと思えますが、しかし、今後、経済の市場化や国際化といった環境の変化に対しまして適切に対応していくためには、中央銀行として、業務内容やそれらを行なうための組織運営において柔軟な対応が求められるわけございまして、そのためには、予算を含みます運営の自主性が確保されることが極めて重要であると考えております。

今回の改正法案におきましては引き続き認可制が採用されておりますが、その際に透明性を確保することというようなセーフガードの措置を講ずることになっております。これは、政府によります予算認可の際に、金融政策の独立性及び運営の自主性を阻害しないようにするという考え方を従来以上に明確にしたものと受けとめております。

○中野(正)委員 その予算でいえば、日本銀行の役員員の給与等が大変に高いということが問題になっております。

三十一条で、給与等の支給の基準を「社会一般の情勢に適合したものとすべし」と定めるとあります。政策委員会が定めるとはいえ、どういった基準で定められるのか、お伺いをいたしたいと思っております。

実は、都市銀行並みか今までの水準と言われます。しかし、御存じのとおり、民間企業は毎日が血と汗と涙の連続で、激烈な競争社会の中に生きております。私は、正直、日銀は、今までの考え方がいろいろな意味で甘かったのではないかなと考えている一人でもあります。ちなみに、ぬるま湯体質で、内なる改革努力がなく、リストラ努力も乏しいと、まあお前は伏せませんが、識者の指摘もあるところであります。

給与でいえば、実は私は四十九歳、大蔵省の役人さんに何と聞きまして、日銀の職員の給与、どれぐらい引き離しがあるかというところ、そのクラスにもよるのだけれども、驚くくらい五百万から七百万も日銀の職員の方の給与が高いのであります。高いのであります。

そういうことなどもあって、政策委員会が定めるとはいえ、どういった基準なのか、ぜひ明らかにしていただきたいと思います。

○松下参考人 給与につきましては、御承知のとおり、役員、職員、別の別があるわけでございまして、役員、職員の給与につきましては、新法の施行時までに定めていくということになりますけれども、改正法案におきまして、国家公務員特別職の給与及びその他の事情を勘案して定めるということになっておりますので、そういった立法の趣旨をよく踏まえて具体的に検討してまいりたいと思っております。

また、職員の給与につきましては、新法施行後、新しい政策委員会が十分な議論を行った上で支給基準を決定して公表していくということになっておりますので、「社会一般の情勢に適合したもの」という規定につきましても、そういった議論の過程でその意味合いが織り込まれていくものと理解をいたしております。

ただ、現在の段階で、私どもの考え方を、立法の趣旨の理解ということで一般論として申し上げますと、給与の支給基準を決定するに当たりましては、労働市場におきまことと競合とか、あるいは同じ質の仕事の一般の社会的価値などのさまざまな

要素につきまして、より広く社会一般の情勢を考慮して定めていく必要があるということであると受けとめていく次第でございます。

○中野正委員 続いて、役員任期についてもお伺いをしたいと思います。

二十四条に、総裁、副総裁の任期は五年、理事の任期は四年とありますけれども、私は、長過ぎると率直に感じております。昔から十年一昔と言われましても、今は、正直、五年一昔であります。現行の総裁、副総裁任期の五年は十年一昔の時代に実は定められたわけでありまして、今の時代に合わせると、総裁、副総裁の任期は三年でいいのではないかと、私は率直にそう思いますし、妥協しても、選挙で選ばれ、そして国会議員の投票で選ばれる内閣総理大臣、そして、それで任命される大蔵大臣の任期、この四年が許される範囲だと思えますけれども、いかがでしょうか。

これはぜひ副大臣、お願いをいたします。

それから、時間がありませんから、最後に一つだけ申し上げておきますけれども、バブルの生成、そしてバブル崩壊過程の日銀の金融政策について、どう日銀総裁は総括されておられるか。バブルつづきの鬼平とマスコミにおだてられた前総裁の副総裁当時から退任するまでの責任は、私たちは重大だと考えております。景気対策を含めて、政府の財政出動だけでも六十兆円以上を数えております。現副総裁はこの場で、先日、山高ければ谷深し、こんな能天気な答弁をされております。何をか言わんやであります。ここ数年の流れの中で、倒産した中小企業の痛み、そこで働かれる人たちの痛み、また低い金利で年金生活を強いられ、おられますお年寄りの方々、そういった実態を果たして知った御発言であらうかと、私は実は大変な怒りを覚えたのであります。

八〇年後半から九〇年中盤のバブル生成、頂点、崩壊の道は、日銀の金融政策の失敗も大きな要因だと感じております。そういう意味で、率直に日銀は失敗を認めて、国民の皆さんにおわびをすべきだ。現行日銀法の定めがどんな形にせよ、

総裁、副総裁として、将来の日本の国家国民のためにみずからのいすを投げ出しても、まさに身を賭して職務を達成するのだ、そういうことが日銀マンの矜持ではないのかと私は思うのであります。その覚悟がない人は、しよせん、法体系がいかに変えられようとも、その職責にはあらずと思っております。日銀の天皇と呼ばれた前総裁は、そういう意味で責めを負わなければなりません。

今日までの日銀の金融政策の失敗をどう国民に釈明されるか、お伺いをしたいと思います。過去の反省がなければ新しいものはつくれない、新しいスタートはできないと確信をいたします。以上、副大臣と総裁にお伺いをいたします。

○山口政府委員 まず最初の御質問の日本銀行の役員任期でございますが、金融制度調査会でもいろいろ御議論をいただきましたが、その結論をいたしましては、「任期が長い方が独立性に資する」との考え方から、欧州中央銀行制度への加盟国の中央銀行総裁の任期につき、五年以上とすることが求められていること等を勘案し、政策委員会の構成員である総裁・副総裁の任期は現状の五年を維持し、審議委員の任期も同じ五年とすることが適当である」というふうにされておりますこと、それから、国内における独立性が高いと認められます機関の委員等の任期が比較的に長いことなどを踏まえまして、日本銀行法の改正法案におきましては、総裁、副総裁、審議委員の任期は五年とさせて御提案申し上げていくところでございます。

また、役員の中で、理事でございますが、理事の任期については、この答申におきまして、「現行法どおりで妥当である」という結論をいたしておりますこと、現状の四年というところで御審議をお願いしているところでございます。

○松下参考人 いわゆるバブルの発生につきましては、自由化、国際化などの経済環境の変化や、また首都圏への一極集中あるいは土地取引に関する法制、税制などのさまざまな要因が相互に複雑に影響し合っていく中で、経済の全体の中に、何らか右肩上がりと言われるような幻想が生まれ

たということになるかと思えますけれども、ただ、長期にわたります金融緩和にもその一端があったということは否定できないところであると考えております。

バブル発生当時までの金融政策を簡単に振り返りますと、国内経済におきましては、昭和六十年のプラザ合意以降の急速な円高の進行に伴いまして、そのデフレ効果が大変に懸念をされていた時代でございます。このために、日銀は昭和六十二年一月以降、五回にわたる公定歩合の引き下げによって金融緩和を推進したわけでござい

ます。その後、二・五という公定歩合は二年三ヶ月間据え置かれたわけでございますけれども、当時の状況におきましては、景気の回復が次第に強まってくる中で、物価の安定の基調は維持されておりまして、また国の経済政策の面でも、当時は大幅な経常黒字の是正や、あるいは円高の回避が最優先的な課題とされていたのでございます。こうした中で、金融政策の運営面におきましても、よりきりの選択を迫られた結果というふうにも理解するのでありますが、結果としまして長期にわたる金融緩和がバブル発生の一因となったというところであらうと思えます。

このような経験を踏まえまして、私どもとしては、為替相場の安定あるいは対外不均衡の是正のために過度に金融政策に依存した対応をとることは適切ではなく、あくまでもインフレなき持続的な成長を目標としていくこと、もう一つ、資産価格やマネーサプライの動向などにも十分留意し、早目早目の対応をとることなどを念頭に置きまして、今後真摯な覚悟をもって、適切な金融政策の運営を行ってまいりたいと考えております。

○中野正委員 これで終わります。

○額賀委員長 次に、田中徳君。

○田中徳委員 自由民主党の田中徳でございます。

ただいまの中野委員に引き続き、一般の日銀法の改正について順次お尋ねをしてまいりますので、明快かつ簡潔な御答弁をお願いいたします。

近年の経済のボーダレス化はまことに目覚ましいものがあり、グローバルスタンダードに沿った各種の金融政策が求められることは言うまでもありません。さきの選挙で勝利したイギリスのブレア労働党新政権も、マーストリヒト条約に沿うために、イングランド銀行の独立性を高めるための政策を公定歩合アップとあわせて早速に打ち出し、注目されております。我が国の日銀法の改正案も、日銀の独立性と透明性を確保することに特に重点が置かれています。

近ごろ、我々の耳にも保連合とか大政翼賛会という言葉が風の便りに届いてまいりますが、大政翼賛会が世相をリードした昭和十七年に、戦時体制下で定められた現行の片仮名法を改正するという画期的な今般の法改正でありますから、中央銀行の独立性はまさにグローバルスタンダードにかなうものであり、遅きに失したとの批判もありますが、私自身は大いに評価したいと思っております。

まず、大変重要な質問を最初にさせていただきます。ただ、この質問をするにはちょっと勇気が要りましたが、あえてお尋ねをいたします。私は、昨日、ある外国のマスコミ関係者の方と会う機会がありました。本日の質問について話をしているうちに思わぬことを聞かれました。ニッポン銀行ですか、ニホン銀行ですか。私も答弁に一瞬詰まりましたが、私は以前から日本の国名はニッポン、ニホンではない、このように記憶をたまたましておいて、ニッポン銀行でしよう、こう答えてしまったのでございます。

しかし、後でよく考えると、大蔵省や日銀から私のところに電話があったり、しばしば訪ねておられますが、ほとんどの人がニホン銀行と言っております。本日の午前中の参考人の方々も、すべての方がニホン銀行とおっしゃられました。しかし、今、総裁はニッポン銀行とおっしゃっております。どちらが正しいのでしょうか。正式な呼称についてまず

教えていただきたいと思うのですが、法案を提案された大蔵省から最初にお答えをいただきたいと思ひます。

○中村(正)政府委員 私ニッポン銀行だと思ひまして、今どこを確かめたいかと思ひましてお札を取り出して見ましたところ、ちゃんとNIPPON GINKOと書いてございまして、ニッポン銀行が正しい名前だと思ひます。

○松下参考人 ただいまの御答弁のとおりであると思ひます。

○田中(和)委員 正しい答えがすぐ出てきたと私も理解しておりますので大変助かったわけでございますけれども、実は私も早速総理府にお尋ねをしたのです。そうしたら、私の勘違いでございまして、日本の国名はニッポンでもニホンでもいいようになってゐるのです。

ですが、お札を見たところアルファベットで大きくNIPPON GINKOと、バンクとは書いてなくてNIPPON GINKO、こう明記してあるのです。千円札も五千円札も一万円札もこれは、日本の円が国際通貨としてますから、これも重要な帯びていかなければなりませんし、日本のセントラルバンクが呼称が二つもあったというところであれば、これはやはり誤解も与えますし、紛らわしいし、お札に印刷した意味もない、このように私は思うわけでございまして、ぜひこれは今後きちっと統一をしていくべきではないか、このように思ひますが、いかがでございしますか。

○中村(正)政府委員 御趣旨を体しまして、よく検討してまいりたいと思ひます。

○松下参考人 私も、できる限りニッポン銀行と発音するようにしてまいりましたが、今後もういふにいたします。

○田中(和)委員 これは検討したりすることではなくて、もう日本銀行券に記載してあるわけでございますから、私もニホン銀行としばしば言ひますのでお恥かしいのですけれども、なるべく間違ひないように発音していきたいと思ひます。

で、ぜひひとつ守っていただきたい。そうでなければお札のネーミングを刷りかえなければならぬわけでございますから、これは関係者の皆さんもよろしくお願いしたいと思ひます。

次に移ります。

今般の法改正は、日銀の独立性を高めるとともに政策決定の透明性を高める、こういうことでございまして。透明性を高めるとは、つまり日銀を国民の目から見てわかりやすい組織に改革することと、内外のありとあらゆる情報をキャッチして間違った政策決定に反映させるといふことが日銀の大きな使命の一つであらうと思ひます。

情報収集のために、本店はもろろ三十三カ所の各支店も極めて重要な活動を日々行つてゐると思ひますが、その点については、国民にはほとんど知られていないと私は思ひます。

私は、昨年の十月に衆議院議員に当選するまでは神奈川県議員、その前は川崎市の市議員を務めておりました。日銀の短観については職業柄といひますか仕事柄、当然入手しなければなりません。間接的に情報が届いておたつたわけですが、しかしながら、日銀は横浜にも支店がありますが、私の知っている限りでは地元の方々と日銀の方々の接点はほとんどないようなので、情報提供の協力をしたというふうな話も身近で聞いたことがありません。

通常の活動の中で、国民の理解、協力を得て金融政策を適切に遂行していくためにも、日銀の存在はもと国民にとって身近であるべきと私は考えます。総裁はどのようにお考えですか、お答えをいただきたいと思ひます。特に三十三の支店の活動こそ、国民と接点を持つことのできる大切な拠点であり、ディストリクト・アカウンタビリティの観点からも有効と思ひますが、私が指摘したような現状をどのようにお考えになつておられるのか、また、開かれた日銀づくりを進める上にこれらのことは大変必要だと思ひます。

けれども、お答えをちょうだいしたいと思ひております。

○松下参考人 私どもの地方の支店におきましては、我が国の中央銀行としての発券業務のほか、各種金融機関との預金貸し出しの取引業務や、国庫・国債業務などを行つておりますが、そのほかには支店の大変重要な機能は、日本全国の各地の経済の実態、金融の実情、また、金融、経済の業務に携わつておられる方々の経済に対する判断というふうなものを広くお聞きいたしました。そういう情報を間違いなく本店に集めてまいるといふこと、本店で決まりましたいろいろな金融政策上の決定事項や方針につきまして、これを丁寧に各地区におきまして伝達、普及をすることを図ることにあると思ひます。

そういうことのために、支店におきまして、平素から金融機関の団体でございましてかあるいは各種の業界団体等とのつながりを重要視いたしまして、ただいま申しましたような情報の伝達等に漏れないように努力したところでございまして、また、日銀の本店といたしまして、最近ではインターネット等も活用いたしまして、方針についての情報の普及に努力をいたしておりますが、ただいまの御指摘はまさにごもっともな点の御指摘であると思ひますので、今後とも、それらの点につきましては十分に努力を強めてまいりたいと思ひます。

○田中(和)委員 総裁から決意のほどを述べられましたけれども、やはり日銀というのは行政の重要な一翼を担うわけでありまして、国民に身近でなければなりませんし、今後、独立性を高めるがゆえに、透明性を大切だと考えるがゆえに、私は、国民に向けてのPRも非常に重要であらうと思ひますし、また、日本全国も地域によって皆事情も違ひますし、こういうことを考えるときに、ぜひひとつネットワークしてある支店の役割という機能が十分に活用して御努力をいただければ、日本の金融政策により貢献ができるのではないかと、国民の信頼が得られるのではないかと、

このように思ひておりますので、御尽力をお願いいたします。

次に移ります。

もう一点、国民の大変な関心事であります食糧費だとか、やれ交際費だとか、近ごろ官費待たんといいことで我が方は知事選で負けたところもあるわけでございますけれども、お伺いをします。

日銀の総裁並びに副総裁、役員の方々の交際費は、または交際費に当たるようなものはどのくらいあるのか、また、日銀全体の中で会議費だとか交際費に使えるお金はどのくらいあるのか、聞かせていただきたいと思ひます。大変関心を持っております。

○松下参考人 私どもでは、業務の性格上、金融機関、あるいは産業界、また学者などの各方面との経済金融情勢に関する意見交換の場をしばしば設けてまいっております。また、金融の国際化の流れの中で、近年は海外の中央銀行や国際機関等との交流や、また、日銀主催により国際会議の招致というふうなこともふえております。

私どもとしては、こうした外部の方々との意見交換等は業務上必要なものと考へておりましたが、そういったものにかかる費用は、会議交際費という費目で、銀行の経費で支出をいたしております。もちろん、こういった会議交際費の内容をいたしましては、業務上真に必要なものに限定をいたしまして、むだなものをつくらず、適正な支出内容にするようにという努力をいたしております。

直近の半期の予算額を申し上げますと一億円程度でございますが、ただ、この中で三千万円程度は、今回、福岡で大蔵省と共催で開催されますアジア開発銀行年次総会に関する費用として特別に計上したものでございまして、これらは大蔵大臣の認可を受けて決定をいたしております。

また、総裁等の交際費のお尋ねでございますけれども、日銀の総裁、役員につきましては、職務上、各界の要人との会議、懇談会等で私どもが主催するような場合も少なくございません。また、

海外中央銀行や国際機関の幹部との交流もふえておりますが、そうした際の費用といたしまして、半期の予算額としては一千五百万円を計上いたしております。

○田中(和)委員 大変大きい数字で、私もはっきり言っておるわけですが、参考までに、大蔵省について、大臣、政務次官、事務次官、省全体の交際費など、金額はどのようになっているのか、お尋ねをさせていただきます。

○森田説明員 お答えいたします。

大蔵本省におきます交際費の九年度予算額は三百三十三万五千円でございます。そのうち、大蔵大臣は二百六十五万というところに相なっております。

以上です。

○田中(和)委員 どちらが偉いかということは、私はこの場で申し上げる必要はないかと思ひますし、どちらが重要なお役をやっているかという点もあえて申し上げる必要はないと思ひますけれども、ただ現実には、この数字の乖離というのは、国民の一人として私もびっくりして聞いておりました。

半期というところは掛ける二でございますから、三千万円の特別の支出があったにしても、日銀全体で二億、そして、総裁の特別な意味合いがあるにしても、千五百万掛ける二は三千万ということになるわけですが、これからのこのぐらゐの数字を確保して日銀の活動はしていかなければならないのかどうか聞かせていただきたいのと、時間の関係で二、三あわせて聞きますけれども、グローバルスタンダードであるかどうか、それから、国内の行政機関関係のそういう意味での交際費と比べて順位は何番目ぐらいなのか、ぜひ聞かせていただければと思ひます。

○中村(正)政府委員 恐れ入ります。ちょっと補足の御答弁をさせていただきますが、先ほど大蔵大臣、政務次官、事務次官そして省というお問いかけだったものですから、会計課長が大蔵省本省の交際費を申し上げましたが、大蔵省全体としては二千三百九万三千円でございます。

○松下参考人 私が先ほど申し上げました数字は、いわゆる交際費だけではございませんで、会議開催経費も含むものでございます。

それから、海外の点につきましては、私は委細承知をいたしておりますけれども、御参考になりますかどうかという点、法人企業の実態調査というものがございまして、全国金融保険業につきましての民間の資本百億円以上の企業のいわゆる交際費は平均十一億三千万円、資本金五十万円から百億円未満の法人の交際費は平均一億二千万円という数字がございまして、もちろんこれは営利企業の話でございますから、私どものような公的な色彩の機関と比較をするわけにはまいりません。その点をお断りを申し上げます。

○田中(和)委員 なかなか今すぐすべての機関の調査をして明らかにするというのは難しいのだからと思ひますし、できないことだと思ひます。その部分については理解しますけれども、この金額、これがグローバルスタンダードであつて、私たちがたまたま知識がないために思ひ込んでいたというところになればまた別の話でございますけれども、果たして諸外国のセントラルバンクがこのぐらゐのやり方を使っているのかと今思ひながらお尋ねをしているのでございまして、また、国内の行政機関、その中でこれだけの数字を計上した団体があるのか、こんなことを思っておりますので、調査に時間がかかるかもしれないけれども、わかつた段階で、大蔵省にも御協力をいただいて、またお知らせをいただきたい、このように思ひます。

次に移ります、時間があります。当然、金融政策は非常に重要な事柄であつて、最終的にはやはりそのときの政府そして与党が選挙で洗礼を受け、最終責任をとることになります。これはだれも同じお気持ち、意見は違ひないと思ひます。厳しい結果が選挙という審判で下っていくわけでありまして、そのために、国会が人事権を通じて日銀に対して民主的なコントロールを及ぼせる仕組みであることが前提になります。こ

んなことは私が言うまでもない、今までさんざん他の委員の先生方の議論にもあつたところでございます。

現総裁、副総裁の健康には、お顔色もいいし、問題はないと思ひますけれども、仮に、新しい法律の施行日を前にして総裁、副総裁がおやめになられた場合、現在の法案を前提にすれば、附則第七條により、就任したばかりの総裁が国会の同意なしに最大五年近くの間、総裁の地位、副総裁の地位におつきになられます。これは先般、我が党の渡辺喜美議員が指摘されたとおりであります。

ビッグバンを控えて、ここ数年は我が国にとって極めて重要な時期になります。これでは日銀に対する国会の民主的コントロールを用意したせっかくの法の趣旨が台なしになる可能性がございます。したがって、附則第七條は、両議院の同意を得た場合に限り新法の規定により総裁または副総裁と任命されたものとみなすとした方が、国民の期待や法の精神にかなうのではないでしようかと私は考えております。

修正のことについては今の時点ではお問いをしないのですから、提案をしているわけではございませんから、その考えについて、ぜひひとつ大蔵省、日銀、双方にお尋ねをさせていただきたいと思ひます。

○山口政府委員 ただいま御指摘になったところの仕組みにつきましては、総裁、副総裁等は業務執行の責任者であるというようにございまして、その業務執行の運営上の問題からしてこちらの方がより適切ではないかということで御提案申し上げているわけでございます。

○松下参考人 法律案にございまして経過措置についての具体的な御質問でございますので、私の立場から申し上げますと、ただいま大蔵省からお答えになったとおりというふうに考えてございます。

○田中(和)委員 提案されていらっしゃる法文について、それはこうだあだというところでお答えができることは私も当初から思っております。

でも、激動する時代ですから、まず金融政策のトップの方たちは健康でなければなりませんし、お元気でなければなりませんし、判断を誤らない精神力を持っていたかなければなりません。

そういうことからして、何のための法律かというのを考えますときに、今の総裁、副総裁が引き続き残任期間をお務めになるということになればそんな長期間にはならないけれども、入れかえが直前ということになれば本当に五年近くいってしまふのですから、これは重大なことなんです。これ以上議論をしても同じ答弁しかないので、これはやはり今回の法の趣旨、精神からすれば問題あり、このようにちよつと思つておるわけでございます。

さて、続きまして、時間の関係もありますから端的に聞いてまいりますが、今回の法律によつて、大蔵省と日銀の金融政策上の責任の割合というのはわかりやすく言うところのように変化するのか、ぜひお尋ねをしてみたいと思ひます。今までの大蔵省と日銀の責任割合は全体を十とした場合に五分五分だったものでしょうか、それとも、いや日銀が大きい、大蔵省が大きい、数字が違つたのでしょうか、お答えをいただければと思ひます。

○山口政府委員 大変難しい御質問をちょうだいいたしましたけれども、金融政策というものの、通貨、金融の調節という日本銀行が今所管しておられます政策の決定という意味では、日本銀行のそういう意思決定をもちろんで尊重してまいっているわけでございます。しかし、あくまで、政府と日銀との間では緊密な意見交換もいたしまして、そこには統一的な考え方が保たれているわけでございますので、どちらが責任があつてどちらが責任がないということではないのじゃないかというふうにも思つておるわけでございます。

○松下参考人 現行法におきます金融政策上の決定と申しますものは、戦後の日銀政策委員会制度の導入に伴ひまして、日本銀行のみずからの判断

と責任で行うというものになっていると思います。

ただ、現在の日銀法は昭和十七年の制定でございますから、その中には非常にたくさん政府の日銀に対する監督権が入っておりますので、その運用いかにによりましては日銀の自主性が非常に弱められるという可能性はあるわけでございます。

現実には、戦後長きにわたりまして、その点については、私も、各方面からの理解を得ながら制度の運営は注意深く行われてきたと思っております。

○田中(和)委員 先日の日銀の総裁の御答弁の中に、今までも、現在でも独立性は確保されているというお話があったのです。それからまた、三塚大蔵大臣からは、今後の日銀の責任は十倍になる、こういうお話がありましたですね。

今までの諸問題を考えるときに、時間がないからもうお尋ねはしませんけれども、日銀の体質改善がないと大変なことになるだろうと私は思うのです。初めから悪いことをイメージしてやっている人はだれもいません。

私は科学技術委員会のメンバーでもありますが、先般動燃の質問をしたわけですが、あの動燃に至っては、あれだけの専門家、すばらしい人材がそろっていきないうちに、日銀さんにそのことを当てはめようと思っております。日銀さんがそのことを当てはめようと思っております。日銀さんがそのことを当てはめようと思っております。

私は実は地方議会からの出身でございますから勉強不足でございます。言葉や質問の項目にやや失礼があったかもしれませんが、でも、私は一市民の立場でございましたので、率直にわからなかったことを教えていただく質問をさせていただきます。

どうぞひとつ御理解をいただきます。

たいと思います。

○飯島委員 次は、飯島忠義君。

○飯島委員 自由民主党の飯島忠義でございます。引き続き質問をさせていただきます。

松下総裁を初め日本銀行の皆さんにおかれましては、自由民主党から連日厳しい意見が、質問がいろいろあるかと思っております。しかし、我々には、先ほどの参考人の四人の方々の御意見の中にもございました日銀の独立性、そして透明性、真に金融政策を展開する銀行の中の銀行という視点から日銀のこれからの確かな運営というものを願っているという質問であることを御理解いただきたいと思います。

さて、今まで連日にわたる審査の中でいろいろな質疑が展開されてまいりました。私は、若干視点を変えて、これから大蔵省、財務当局とそして中央銀行である日本銀行との関係、その辺についての論点を整理しながら質問をさせていただきます。

新聞の記事から引用させていただきます。まず、為替市場の安定のためというところでの議論でございますが、昨日ですか、「円急伸百二十三円台 摩擦防止へ円高誘導 財政・金融動向」で、こういうことで円が急伸いたしました。これは、四月上旬の貿易統計速報によりますと、輸出が前年同期比一九・九％増、輸入は二・三％増、これらの数字からして短期的であれば、先月末の日米首脳会談でアメリカ側が懸念を示した黒字の大幅拡大の露呈は避けられない。

これらからして、口先介入と言っていますけれども、橋本総理を初め閣内閣外局長あるいは小川事務次官、こういう方々のそれぞれの発言によって百二十三円台になってきた、こういうことだと思っております。円高誘導についてどう御理解をされているか、冒頭に伺っておきたいと思っております。

○橋本政府委員 円高誘導という言葉が適切かどうかでございますけれども、私も行き過ぎた円安は行き過ぎた円高と同様望ましくないというふうに思っております。適切なタイミングをとらえて断固たる対処をする、こういうことを大蔵大臣がこのところ発言しているところでございます。

○飯島委員 それに関して、そうしますと、為替市場の安定のためというところで、大蔵省、日本銀行は各国との連携をどのように考えているのか、協調介入についてはどのように考えているのか。また、大蔵省には大蔵省なりに財政当局者間の人的ネットワーク、また日銀においてもG7のそれぞれの中央銀行同士のつながりがあるかと思っております。それと多角度、重層的な人的なネットワークについて、現状についてお示しをいただきたいと思っております。

○橋本政府委員 お答えいたします。まず、大蔵大臣レベルでございます。G7の大蔵大臣・中央銀行総裁会合というのはほぼ毎年四回ほどございます。四月二十八日に開かれたところでございます。四月二十八日に開かれたところでございます。四月二十八日に開かれたところでございます。

○飯島委員 これからますますそういう面での重層的な、そしてまた多チャネルの人間関係が必要だと考えるわけでございます。そこでまた、大蔵省と日本銀行は経済の諸情勢の認識について日常的にコンセンサスを築いていくことが必要であると考えておりますけれども、このような緊密な連携の必要性については大蔵省、日本銀行はどのような見解をお持ちか、伺っておきたいと思っております。

○山口政府委員 お答え申し上げます。公定歩合の操作などの金融政策は、政府の経済政策と相まって国民経済の健全な発展に寄与するものでございまして、両者の整合性が確保される必要があるというふうに考えるわけでございます。

今回の日銀法改正におきましては、こうした観点から、日本銀行は常に政府と連絡を密にし、十分な意思疎通を図ることとされたところでございまして、また大蔵省としても、両政策の整合性を確保していくよう常日ごろから、またこれまで以上に意思疎通を十分図っていくことが大切だろう

ルで、大臣から下の方は課長補佐まで、電話等を通じて日々連絡をとっておる、こういうことでございまして。

○松下参考人 為替市場に關しましては、私どもは、政府が行います為替価値の安定を図るための介入等の措置の場合には、日常、為替市場に接し、そこにおける売買等の業務を通じて専門的代理者としての立場がございまして、政府の代理者として実際の業務を行うわけでございます。

そういうことでございまして、日常、大蔵省とは各レベルにおいて非常に密接な連絡をとっておりますし、また最近のように国際的な大きな動きが頻繁に生じるというような時期におきましては、御指摘のありましたG7その他の会合を通じて、あるいは場合によりましては個別の関係を通じて、海外の中央銀行の為替担当の当局とは日常の連絡、接触をとっているところでございます。

○飯島委員 これからますますそういう面での重層的な、そしてまた多チャネルの人間関係が必要だと考えるわけでございます。そこでまた、大蔵省と日本銀行は経済の諸情勢の認識について日常的にコンセンサスを築いていくことが必要であると考えておりますけれども、このような緊密な連携の必要性については大蔵省、日本銀行はどのような見解をお持ちか、伺っておきたいと思っております。

○山口政府委員 お答え申し上げます。公定歩合の操作などの金融政策は、政府の経済政策と相まって国民経済の健全な発展に寄与するものでございまして、両者の整合性が確保される必要があるというふうに考えるわけでございます。

今回の日銀法改正におきましては、こうした観点から、日本銀行は常に政府と連絡を密にし、十分な意思疎通を図ることとされたところでございまして、また大蔵省としても、両政策の整合性を確保していくよう常日ごろから、またこれまで以上に意思疎通を十分図っていくことが大切だろう

と思っております。

金融政策を日本銀行で御判断される際にも、政府の方で、どういふような状況になっているのかというふうな情報をきっちりお伝えしておく必要があると思うのです。そういうことで金融政策の判断を正しいもので運用していただくということが期待できるのだらうというふうに心得ております。

○松下参考人 日本銀行の行います金融政策が、物価の安定を図ることを通じまして国民経済の健全な発展に寄与していきます上では、中央銀行の独立性とともに、金融政策と政府の経済政策との整合性が図られていきますように、政府との間で十分な意思疎通に努めていくことが必要でござい

ます。

この点、これまでも政府、大蔵省との間で日ごろから一般金融経済情勢等につきましまして頻りに意見交換を行ってきいてるところでございまして、今後も十分な意思疎通を図るよう努めてまいりたいと思っておりますが、特に今回の改正法案におきましては、「総則」の中で、「政府の経済政策の基本方針と整合的なものとなるよう、常に政府と連絡を密にし、十分な意思疎通を図らなければならぬ」とされております。具体的には、金融調節事項を審議します政策委員会への政府の出席や議案提出権、議決延期を求める権利といった制度が盛り込まれてございます。

この政策委員会では金融情勢につきましまして議論も行われることになるわけでございますから、このように、政府の経済政策との整合性に關しましては、制度的にも工夫が行われることになったと理解をしております。

○飯島委員 諸外国でも、政府と中央銀行を対立的にとらえる見方というものはとられていないと思ひます。ドイツ、フランスに加え、欧州中央銀行でも、政策委員会への政府からの出席が何ら限定なく認められてるところでございまして、

そこで、政策委員会への政府からの出席は、政府と中央銀行の間の人的交流も含め、金融政策に

関する意思疎通を図る意味で重要であると思ひますけれども、それについての考え方を伺っておきたいと思ひます。

○山口政府委員 今先生のおっしゃった、政府と中央銀行を対立的にとらえるべきではないというのは全くそのとおりだと思ひわけでございまして、これはあくまで、国民生活の向上のため、同じ共通の目的を持った組織であるわけでございまして、諸外国でも、政府と中央銀行との関係を密にする仕組みというのを十分に備えているわけでござい

ます。

今回御提案申し上げております法案におきましては、政策委員会への出席という形でそれを担保しようとしているわけでございしますが、それは、政策の整合性の確保に加えまして、その過程の透明性を高めるといふ観点もございまして、結局、政府の経済政策と日本銀行の金融政策とが十分な連携を持たなければいけないというところは御指摘のとおりでございまして、こういうった仕組みがない場合はどういふ形でそれがなされるのかということが非常に不透明になるおそれもあるということ

で、それを政策委員会の場できっちりやり、それをまた公表をする、概要はできるだけ早くやり、すし、議事録自体も将来は公表をするという形になっていきます。透明性を高めるといふ意味でも非常に重要な要素だというふうに考えておるわけでございまして。

〔委員長退席、柳本委員長代理着席〕

○松下参考人 政策委員会に對します政府の出席は、政府の意見が政策委員会に直接伝えられますとともに、政策委員会において表明されました政府の意見とそれをめぐる議論が議事要旨の公表等を通じて公開され、これによって政策決定の透明性を高めるための制度であると承知をいたしてお

ります。

ただ、さらに、この点に關連をいたしまして、政府と日本銀行とがそれぞれの役割を適切に果たしてまいります上では、日ごろからさまざまなレベルで率直な意見交換を行ひまして、そうしたこ

とを通じて相互に信頼関係を深めていくという日常的な運用面での努力が重要であり、これを基礎として政策委員会の適切な運営も図られるものであると考えております。この点、日銀といたしましても従来から努力してきたつもりであります。が、新しい制度のもとにおきましては、そういった点に十分さらに留意をして運営をしてまいりたいと思ひております。

○飯島委員 ちょっと質問の通告はしていないのですけれども、そういうふうな答弁でございまして、まあまあ尋ねたいのですけれども、第二次橋本政権が誕生して以降、例えば大蔵大臣と日銀総裁が、こうした委員会等フォーマルなものとは別として、さまざまなレベルでというところでは、ぐらゐの会合を持たれたか。その回数について、理解しているところで結構でございまして、お示しをいただきたいと思ひます。

○松下参考人 大蔵大臣との話し合いの機会と申しますものは、例えばG7の会議がございまして、大蔵大臣と私は同行をいたしまして海外に旅行し、また同じ宿舎に泊まりまして、いろいろ議案の内容や情勢につきましまして御連絡を申しながら仕事をさせていたでいてるわけでございまして、そういうった機会もございまして、また先般は、大蔵大臣から日本銀行の現場を視察をするというお話をいただきました。そういうったお考えに従って、日本銀行におきまして現場の業務の御説明をいたしたというふうなこともございまして、

そういうことで、私どももできるだけの機会をとらえまして、直接に御意見を伺ひ、また私どもの意見も申し上げられるように努めてまいりたいと思ひております。

○飯島委員 これは大臣、総裁レベルだけではなく、当然のようにさらには副大臣そして副総裁に、それぞれいろいろなチャンネルで、いろいろな機会に意見交換をすることが望ましいと私は思ひております。

さて、また日本銀行の独立性の確保のためでございまして、日本銀行と大蔵省の組織とし

ての緊張関係については、今までの議論の中でも大変大事なことのたという指摘が再三されたところでございます。しかし、また一方で、双方の豊かな人的交流と、これにより培われた信頼というものを前提にした緊張関係でなければ真に困難な問題に直面したときに意義があるものとなり得ないと思ひております。

聞く話でございまして、アメリカではルービン財務長官とグリーンズパンFRB議長が週に一回程度は、これは慣例というか朝食会をやっている。ですから、その都度いろいろな情報交換をされているということだと思ひます。けれども、我が国でもこういうった試みというものをする必要、またそういう努力が必要ではないかと思ひわけでございまして、大蔵並びに日銀の方でどういふふうにか考えているか、その辺をお示しをいただきたいと思ひます。

○松下参考人 御指摘のような、アメリカにおきましては財務長官と連邦準備制度理事会議長との意思の疎通というものが行われているようでございまして、私もその内容については時折話を聞いております。私もその内容については時折話を聞いております。ただ、これはアメリカにおきまして、どちらかと申せば大變個人的なつながりございまして、財務長官なり議長なりの人によりましてやり方は違ふようでございまして、いずれにいたしましても、いろいろな機会に御意見の交流を図られていゝるということもございまして、また、その点は欧州各国におきましてもそれぞれの国のやり方でそれぞれの意思の疎通というものを図るよう努力をしておられます。

私どもも、こういう点につきましましては、まず各レベルにおける相互交流を積み重ねていくということが私どもの仕事の進め方の上から申しますと日常的に大事なことでありまして、そういうことを前提にいたしまして、折に触れて、必要なときに私どもも直接大臣との話し合いの機会を持つというように考えてまいりたいと思ひております。

〔柳本委員長代理退席、委員長着席〕

○山口政府委員 今総裁がお話しになりましたよ

うに、いろいろなレベルで常時いろいろ、また問題がある都度、緊密なそういう意見交換の場をつくっていききたいというふうに考えております。

○飯島委員 これは日本における大蔵とそして日本銀行の関係だと思ふのですけれども、先ほど冒頭にも世界の為替市場の安定のためということ

で、人的交流の視点を絞ってと言ったからちやうど失礼になるかもしれませんけれども、そういう世界各國の財務当局間の人的なネットワーク、また中央銀行間の人的ネットワークがどう形づくられていくのか、またそれがどう為替市場の安定のために役立っているのか、それについて伺っておきたいと思ひます。

○松下参考人 私も現場の具体的なことについて必ずしも通じているわけではございませんけれども、各國の中央銀行の国際金融関係の担当者ともどもの方の国際局とは、それぞれ非常に強い同業者意識を持っておりまして、本日に電話でのやりとりは毎日のようにいたしておりますし、ファクスその他を通じてまして、絶えず情報及び意見の交換はやっております。

また、それはいろいろな機会をとらえまして、また国際的な集まりがございますして、これは国際局レベルの集まりもございますし、また役員レベルの集まりもございますが、月には一回は総裁レベルの会合も実はございますが、これはなかなか遠方でございますので私も毎回出席というところではございませんけれども、そういうふうなことで、本日に各層を通じて非常にしっかりとつたつながり合ひというものができておりますので、問題がありまじしたときは、もう昼であらうと夜であらうと、自宅に電話をしてでも、常時必ず連絡がつく、判断を仰げるということになっております。

○飯島委員 ミスター・円というか国金局長さん、そういう面で、今度は百二十三円の話になりますけれども、世界の人的ネットワークというか、日ごろからどんな御努力をされておりますか、聞いておきたいと思ひます。

○榊原政府委員 今、日銀総裁からお話がございます

ましたように、私も常時、特にG7あるいはアジア諸國の為替担当者とは電話等で連絡をしておりますし、また、いろいろな国際会議の機会にできるだけ会って、双方、市場の状況あるいはそれぞれの金融財政政策のあり方等について話をしておるところでございます。

○飯島委員 例えば一國の努力によって為替市場が安定するということがないわけですから、機関投資家に対して、またアングラなそういう投資家に対して闘うというのは、相当タイミングとか協調という難しさがあると思ふんですけれども、これらを含めて、これから御努力をいただきたいと思ひます。

時間があるうちに五分ばかりになりましたので、日銀法案に関連してですけれども、日本銀行の独立性の確保や政策決定の透明性の確保のためには、日銀と大蔵省の組織間の緊密な関係の維持が必要であると考えております。この緊密な関係を前提として、双方の豊かな人的交流、これが常日ごろから、政策担当者同士が相手の考えていることがわかり、そしてまた、何か経済情勢に変動が生じた場合には、それぞれがその状況をどのように判断し、どういった政策がとられた方がいいのかといったことをお互いにやりとりをしまして、論議を深めていただきたいと思ひます。

さて、人的交流の中で、今度はちょっと役員間の異動というんですか、これは、政府から中央銀行の総裁へとかというところで、他國、他のG7ではどうなっているかというところで、わかつている範囲で結構でございますからお願いしたいんですけれども、例えば、米國の連邦準備制度、あるいは今話題になっていますけれどもイングランド銀行、ドイツ連邦銀行、フランスの中央銀行、これらで、大蔵省、役人出身の人が、例えばそれぞれの中央銀行の役員になったとか、副総裁あるいは総裁、あるいは副議長、議長というところ、どんな人事の交流があるのかについて伺っておきたいと思ひます。

○山口政府委員 お答え申し上げます。

アメリカ連邦準備制度では、議長が政府の経済諮問委員会の委員長でございました。そういう方でございます。それから、同じく副議長が行政管理予算局長であった方でございます。それから、イングランド銀行は、副総裁が大蔵省金融政策担当官でございました。それから、ドイツでございますが、ドイツ連邦銀行は総裁がもとの大蔵次官でございました。それから、フランス銀行は、総裁が経済財政省の國庫局長であった方、副総裁が経済財政省財務監察官であった方でございます。

○飯島委員 それぞれの國で、その立場にふさわしい人を選んでいることだと思ひます。これからは、多角度からこの政策委員の選任というものの論議を深めてまいりたいと思ひます。最後に、三木谷先生からですか、お話がございます。今回の日銀法の改正の意味については再度お話しすることはないと思ひますけれども、中央銀行とは何ぞや、そういう中で、中央銀行とは銀行券を発行する銀行である。中央銀行は銀行の中の銀行である。そして、中央銀行は、これが若干論議のあるところだと思ひますけれども、政府の銀行である。そして四項目に、國を代表する一つの機関としての中央銀行だ、それゆえに、日本銀行が独立性、透明性を高めて、金融政策の中における関連のない中央銀行として発展することを願って、私の質問を終えさせていただきます。

○榊原委員長 次に、秋葉忠利君。

○秋葉委員 先日引き続き、何点か質問をさせていただきます。実は、けさの参考人の皆さんの御意見を伺っております。その御発言の中で、何点かやはり確認をしておきたい点がございますので、それについて最初に伺いたいと思ひます。

この改正案の中の十六条に政策委員の定義といひますか、それが入っているんですけれども、政策委員会九名ということになっております。その

中で、日銀の総裁、副総裁を除いたほかの委員については審議委員六人という定義づけが行われております。

これは、本日に形式的なところなのかもしれないけれども、実質的な意味において、審議という言葉、審議委員会というさまざまな組織が日本の政治の中にはありますけれども、その審議会という存在を考えただけでも、審議委員という格付を行う、少々理解に苦しむところなんです。ただ単に委員とはせずに審議委員という言葉を使った意図と、それから実質的などのような権限の制限がそのことによって行われるのか、その点を伺いたいと思ひます。

○山口政府委員 お答え申し上げます。審議委員という名前の問題でございますが、御提案申し上げております改正案におきまして、外部からの有識者の委員につきまして六名とさせていただきます。これを審議委員と称させていただきます。

これは、政策委員という名前を使いますと、総裁それから副総裁と同じく政策委員でございまして、その政策委員という言葉が、そこを含む概念なのか含まない概念なのかということが非常にわからなくなるといふことで、執行部からの委員、すなわち総裁、副総裁と区別する意味で、その職務を踏まえまして審議委員と称させていただきます。

したがいまして、審議委員という名前にしたことをもちまして、その権限を制限するというようなことは全くございません。

○秋葉委員 実は、今のお答えの中に、恐らく意識されていない部分だと思ひますけれども、非常に重大な発言がございます。ただいまの審議という言葉について権限を制限することはないというお答えに対しての疑問を呈さざるを得ない。今おっしゃったお答えの中で、六人の外部からの委員はおっしゃった。政策委員は、任命された段階において日銀の役員の一部になるわけですから、それをあえて、総裁、副総裁以外の人間は外

○秋葉委員 これも問題提起の段階で、また別の機会に議論を続けたいと思います。

次に五十四条、アカウンタビリティーの問題に触れたいと思います。

アカウンタビリティーというのは、これは独立性、さらには開かれた存在というところから導かれてくる非常に重要な問題だと思いますけれども、五十四条ではこのアカウンタビリティーという責任の一端として、日銀が大蔵大臣經由で国会に報告書を提出するという事になっており、この意味はどういうところにあるんでしょうか。

まさか、日銀から郵送するのはなんだから大臣に持っていくってものという意味合いでは当然ではないはずですから、そうすると、日銀の報告の中にあることを大蔵大臣がチェックをして、適切なものはいけけれども、不適切なものについては加筆修正した上で国会に提出する、そのために大蔵大臣經由ということになっているのか。なぜ国会に直接提出してはいけないのか、この点について伺いたいと思います。

○山口政府委員 この「經由」という言葉を入れてありますのは、現行の日銀法や他の立法例を踏まえて、国会に対する報告制度を設ける場合には、内閣の構成員である主務大臣を經由することが適当であるということを入れておきたいというわけでございます。例えば公正取引委員会とか日本放送協会等につきましても、所轄の大臣を經由して国会に報告書を提出する旨の規定がございます。

お尋ねの、チェックをして修正するのとかいうようなお尋ねでございますが、經由というのは内容の審査まで含むとは考えておりません。

○秋葉委員 もう一点確認したいのですけれども、通常の言い方では、法律で規定をされているルートとしては大蔵大臣經由で国会ということですが、この五十四条があるために、例えば日銀総裁が独自に国会に報告書を提出したいというふうな考えた場合に、その直接国会に報告書を提出することを妨げる条項ではないというふうな

解釈してよろしいのでしょうか。

○山口政府委員 五十四条は、お読みいただきますとわかりますように、半年に一回、通貨及び金融の調節に関する事項として政策委員会が議決した内容及びそれに基づき日本銀行が行った業務の状況を記載した報告書のことをいっておるわけでございます。その場合には、大蔵大臣を經由してということでございます。

○秋葉委員 会計検査院の場合には少々違っておりますが、これは憲法上の規定ですけれども、内閣を經由することが決められていますけれども、そのことに制限されるわけではないという解釈が一般的です。日銀の場合にも同様に、大蔵大臣を經由しての報告書、そういう出した方もあるけれども、直接国会に報告書を提出することも、もちろん、しないということはまた別の次元の判断ですけれども、この法律によってそういう可能性が否定されるものではないということを確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

○山口政府委員 御提案申し上げております法令におきましては、その報告書のことを指しておるわけでございます。例えば、国会の方からこれを出してほしいというふうなことがあったときは、それはもちろん直接ということがあろうかと思っております。

○秋葉委員 わかりました。

国会の方からの要求があれば直接報告書を提出することができるといふことであれば、それはそれで結構ですが、もう一つ、アカウンタビリティーという言葉の解釈が、ややもすれば非常に甘口の解釈が行われております。

説明責任という言葉がマスコミでは通常使われておりますけれども、アカウンタビリティーの場合に大事なことは、一体だれに対して責任を持つのかという点であります。だれに対してどのような形で責任を持つのか。最終的にはそれは、例えば国民に対して責任を持つ、どういった形でその責任を果たしていくという段階で、知的なレベルにおける十分な国民の納得を得ることができ

るということがその一つの判断基準になっているはずで、

それで、最終的にその納得が得られない場合には、何らかの形でその責任をとらなくてはならないというところがアカウンタビリティーの一端だと私は思っていますけれども、例えばニュージランドの中央銀行の場合、中央銀行は、政府とは一線を画した形で、例えば物価の上昇水準についての目標値を定め、それが達成できないときには、国民に説明をした上で中央銀行の総裁が辞職をするという責任のとり方をしているというふうに理解をしております。

今回の日銀法改正でそれほどの責任のとり方、アカウンタビリティーの表現ということに要求してはいないと思いますけれども、仮に、独立性を持った日銀が金融政策上の非常に大きな誤りを犯したというところが明白になったような場合に、最終的にはどういう形で責任をとるのか。例えば最終的には、国会の方で報告を求め、それに対して、やはり日銀の責任をもうちょっと明確にすべきではないかというふうな声が出てきた場合には、大体どの程度の責任のとり方を想定してこの法律ができていますのか、御説明いただきたいと思っております。

○山口政府委員 金融政策の責任につきまして、日銀の政策決定の内容及び政策決定過程が対外的に明らかにすることによって、その責任の所在が明確にされることが重要だと考えております。したがって、今回もいろいろな形で透明性の確保、あるいは国会に対する報告書や出席説明を通じて、国会や国民に対する説明の義務づけ等をしておるわけでございます。

○秋葉委員 責任を明確にするというところがよく

くわからないのですが、じゃ、もう少し具体的な形で伺いますけれども、仮に政策上の非常に大きな過ちがあった、そのことが明確になれば、それで責任を果たしたというふうな今の答えでは聞こえるのですけれども、例えばニュージランドではその結果としてやめなくてはならないということがあつたというところだと思っております。意味で責任をとるといふことだと思っております。やめるというところはしないけれども、過ちであることが明白になれば、もうそれで責任を果たしたことになる。通常の犯罪の場合ですと、犯人がだれだかわかったというところだけで、もうあとは刑務所に行かなくてもいいという議論と全く同じなわけですから、通常の犯罪と日銀の仕事というものを同列に並べるといふこと、同レベルにあるということを言っているのではなくて、それと似たような論理的な構造であるということを示し上げておられるのですけれども、そういう解釈なんでしょうか。

○山口政府委員 ニュージランドの例をお示しただけですけれども、インフレプレッシャーターゲットティングと呼ばれる手法で、物価安定の目標を約束して、達成できない場合には辞職等のペナルティーもあり得るといふような制度でございます。

この手法は、中央銀行の目標達成の成否が単純な数値で判明する明確さがあるという反面、金融政策以外の要因の変動影響をどう評価するかなどの問題がありまして、その歴史も浅く、総合的な評価を下すにはまだ時期尚早ではないかと思っております。

したがって、そういう形での責任のとり方、あるいは何かの目標を決めて、それが外れたときは責任をやめなければいけないというふうなことをこの法律上仕組むというのには、ややそこは疑問視すべきものだろうと思うわけでございます。したがって、十分に説明をすることによっていろいろな御批判を受け、その御批判を謙虚に受けとめ、またそれによって自分でその責任というものを

を判断するというところであらうというふうに思うわけでございます。

○秋葉委員 わかりました。国会との関係での責任のとり方について、また別の機会に伺いたいと思います。

実は、バブル期の反省として日銀法改正、その一つの要因となったわけですが、それに関連して、バブル期の反省、いろいろな問題がありますが、その一つとして、組織暴力とそれから金融界との関係というものが、今まではやみの世界に葬られていたものが、非常に大きなパイプを持って表の世界に出てきた。いわば金融という世界において、今までアンダーグラウンドであった存在が認知をされてき始めているということが指摘されております。

それで、そのことについて最後に伺いたいのですけれども、まず、バブルと時期を同じくして、組織暴力の犯罪の形態というものが非常に大きく変わってきているという認識がありますが、一体どういうふうに変わってきたのか、最近の組織暴力、特に金融関連の犯罪の特徴といったものはどういふところにあるのか、警察庁に来ていただいていると思いますので、簡単に御説明をお願いいたします。

○宮本説明員 暴力団は、伝統的に覚せい剤の密売であるとか賭博、のみ行為などを主要な資金源としてきたところでございますが、これらに加えて、近年、いわゆるバブル期以後の経済情勢の中で、合法的な企業活動を装うなど、企業の経済活動に絡んで違法、不当な資金の獲得を図ろうとする傾向が見られ、その犯罪は著しく巧妙化、多様化をきてきているところであります。こういった状況のもとで、昨年来、暴力団等が債権回収などに関与する犯罪が目立っております。暴力団等に係る金融不良債権関連事犯の検挙が大幅に増加しているところであります。

○秋葉委員 それと、具体的な数字として、できれば七〇年代の列島改造計画があったころのデータと比較ができればいいのですけれども、なけれ

ば、最近の傾向について、具体的なその検挙数等がありましたらお教えいただきたい。

○宮本説明員 最近の暴力団等に係る金融不良債権関連事犯の検挙数についてお答えをさせていただきます。

平成八年中、五十五件を検挙しているところであります。平成五年から七年までの三年間の総検挙件数三十四件を大幅に上回っている状況にあります。内訳は、競売等妨害事犯など債権回収過程に絡むものが五十一件、融資過程に絡むものが四件であります。

また、本年三月末現在における同種事犯、暴力団等に係る金融不良債権関連事犯の検挙数は十五件に上っておりますのでございます。

○秋葉委員 実は、これは検挙件数ですから、具体的には、検挙に至らない非常に多くのケースがこのほかにあるというふうに私は理解をしております。

こういった形で、バブルに付随したいわばやみの部分の問題というのが存在しているわけですが、けれども、やはりこれを放置しておくということは日本の今後のあり方に非常に大きな影を投げかけてくるのではないかと、そういった心配の声がいろいろなところから上がっているわけですが、大蔵省としては、特に日銀法の改正に直接は関係ありませんが、より大きな視野の中で、バブル期の反省の一つとして、例えばこういったアンダーグラウンドマネーの今後の対策ということについてどう考えていらっしゃるのか、時間がありませんので簡単に結構ですから、お答えいただきたいと思

います。

○山口政府委員 今御指摘の点は大変重要な点でございます。大蔵省としましては、警察庁と緊密に連携しつつ、金融関係団体に対し、そうした暴力団の介入排除に向けて体制整備に努めるよう指示するなど、適切な指導監督にさらに努めてまいりたいというふうに考えております。

○秋葉委員 時間が参りましたので、提起しました問題については、今後も継続して議論をさせていただきます。

いただきましたと思います。どうもありがとうございます。

○額賀委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会をいたします。

午後四時二十六分散会

平成九年五月二十一日印刷

平成九年五月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局